

学校における食に関する指導プラン ＜中学校＞



平成28年11月改訂版

川崎市教育委員会

「学校における食に関する指導プラン〈中学校〉」改訂版について

学校における食育については、これまで中学校では保健体育科や技術・家庭科などの各教科、総合的な学習の時間や特別活動、昼食の時間において食に関する指導を行ってきたところです。

教育委員会では、平成 20 年 9 月に改訂された新学習指導要領に食育が明記されたことから、各学校においてさらに食育の取組が行われるよう平成 25 年 3 月に「学校における食に関する指導プラン〈中学校〉」を策定いたしました。

今回の改訂版につきましては、平成 29 年度からの中学校完全給食全校実施にあたり、給食時間における食に関する指導や各教科等における具体的な指導事例等を新たに追記するなど、教職員がより活用しやすいものとなるよう策定いたしました。

本市としての学校における食育は、学校の教育活動全体を通じて、全教職員の共通理解のもと、このプラン及び文部科学省の「食に関する指導の手引―第一次改訂版―」等の資料を活用し、校内の食育推進体制の整備を行い、作成した食に関する指導に係る全体計画に基づき推進することとしています。

また、学校においては、現在行われている小中連携の取組や栄養教諭等による学校間のネットワーク支援活動等を活用して、小学校から中学校にかけての体系的・計画的な食育推進がさらに図られるよう取り組んでいただきたいと思います。

■ もくじ

各法令等に係る食育の位置づけ	2
川崎市立中学校における食育	4
学校全体での取組	6
食に関する指導全体計画作成	8
食に関する指導の全体計画例	
教育課程全体を通じたカリキュラム・マネジメント	10
カリキュラム・マネジメントの実現	
各教科等と食育を関連付けた年間指導計画例	
食に関する指導の年間計画例	
各教科等における食に関する指導事例	15
栄養教諭について	34
給食を生きた教材にする	36
学校給食年間献立計画例	

参 考 資 料

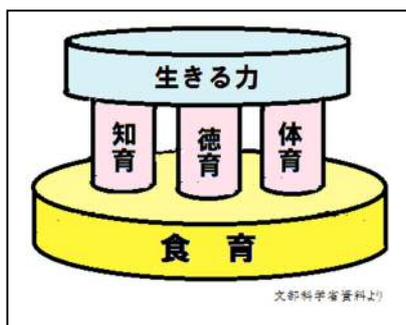
食育基本法〈抜粋〉	39
第3次食育推進基本計画〈抜粋〉	44
中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会審議経過報告	46
学習指導要領〈抜粋〉	47
学校給食法〈抜粋〉	54
平成25～27年度川崎市立小学校・中学校学習状況調査結果〈抜粋〉	57

各法令等に係る食育の位置づけ

・ 食育基本法

平成 17 年 7 月

食育基本法の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である」とし、子どもたちの食育について、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくむ基礎となるもの」としています。また、食育とは「生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎ともなるべきものと位置づけ、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことであるとしています。



・ 第2次神奈川県食育推進計画（食みらいかながわプラン 2013）

平成 25 年 3 月

神奈川県の
食育マスコット



かなふう

神奈川県では、国の「食育基本法」及び「食育推進基本計画」を基本として、市町村、関係団体、事業者の方々と県民が一緒になって、かながわらしい食育を県民運動として推進するために「食みらい かながわプラン」を策定し、学校における食育の推進についても示しています。

指 標（学校における部分を抜粋）	目標値
学校給食において地場産物を使用する割合	30%
学校給食の残食率（野菜）の減少	5%以下
食に関する年間指導計画を策定している学校の割合	100%
朝食を欠食する割合	0%

・ 第3期川崎市食育推進計画 こころもあったか！おいしいごはん

平成 26 年 3 月

心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践していけるよう家庭、学校、地域、企業等さまざまな分野との連携のもと、全ての年代の市民に食育を推進し、「健康都市かわさき」の実現を目指します。

- 目標 1 楽しい食事ではぐくむ
- 目標 2 元気な体をつくる
- 目標 3 食を通じて地域のつながりをつくる

平成27年3月

基本理念 **夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く**

基本目標 **自主・自立**

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

基本政策 Ⅱ

学ぶ意欲を育て、

「生きる力」を伸ばす

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを目指します。

施策3 健やかな心身の育成

- 自らの健康に関心を持ち、自らの健康、生活習慣を維持・向上させるセルフケアの意識を醸成するなど、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和的な発達を推進します。
- 学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図るなど、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てます。

「家庭・地域の教育力を高める」

家庭教育事業の実施や、給食だより、食育だより、保健だよりなどを通して家庭・地域の教育力の向上を図ります。

「確かな学力の育成」

小中9年間の系統的な指導により確かな学力を定着させます。

「豊かな心の育成」

学校給食では、多くの食材、料理に触れ、豊かな食習慣を養います。また、生産者の思い等を感じる心を育みます。

川崎市立中学校における食育

中学校における「食育」の目標

中学生の食に関する現状・課題や、発達段階を踏まえ、**給食を中心**として、保健体育科や家庭科、特別活動等の**さまざまな経験を通じて、家庭や地域社会等と連携**しながら、以下の目標の達成を目指します。

- ① 栄養や食事のとり方など、**食に関する正しい知識の習得**を目指します。
- ② 正しい知識を活用して、自ら食生活をコントロールしていく**食の自己管理ができる人間**を育てます。
- ③ 食に関する指導等を通じて、**地域への愛着と理解**を深め、生産者等への**感謝の心**を育みます。



中学校の指導における具体的な取組方針

中学校においては、これまでも保健体育等の時間を通じて、指導目標の実現に向けて、それぞれ指導プランを立てて食育を推進してきましたが、完全給食の導入を機に、家庭と連携しながら、以下の取組を進めます。

- ① 学校給食と関連させ、**教科や特別活動等における食育**を進めます。
- ② 給食の準備、片付け等の共同作業や同じ食事を一緒に食べる**「共食」による食育**を進めます。
- ③ 小学校からの**継続的かつ計画的な食育**を進めます。
- ④ 給食への**地場産物等の活用による食育**を進めます。

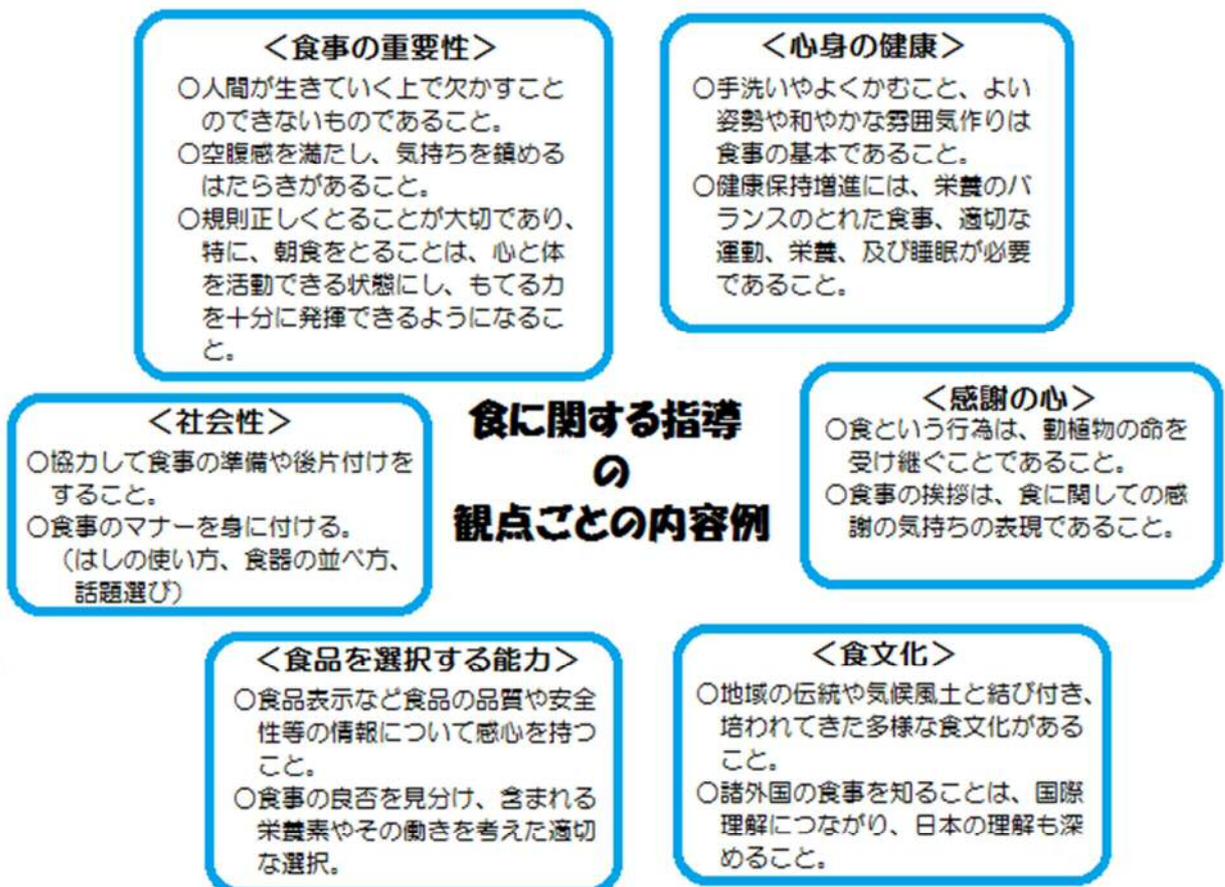


【食に関する指導の目標】

<>内は観点

1. 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。 <食事の重要性>
2. 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し自ら管理していく能力を身に付ける。 <心身の健康>
3. 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。 <食品を選択する能力>
4. 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。 <感謝の心>
5. 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。 <社会性>
6. 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。 <食文化>

文部科学省「食に関する指導の手引」より



学校全体での取組

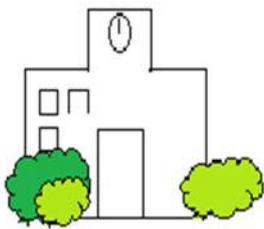
学校における食育の取組

食に関する指導の全体計画の策定・実施を通じて、自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決するための資質や能力を育成し、健全な食生活の実現に向かう情意や態度を育てることをねらいとしている。

食に関する指導の目標の設定

食育推進体制の整備

学校全体で
組織的に活動



食に関する指導の全体計画

(学校給食法第10条に基づく)

【食育の観点】

- 食事の重要性
- 心身の健康
- 食品を選択する能力
- 感謝の心
- 社会性
- 食文化

特別活動の時間（主に学校給食の時間）、
体育科、保健体育科、家庭科、技術・家庭
科、生活科、理科、社会科、総合的な学習
の時間等での学習、個別指導 等

- ・食事の楽しさ
- ・望ましい栄養や食事のとり方
- ・食物の品質及び安全性の理解
- ・食物に関わる人々への感謝
- ・食事のマナー
- ・地域の産物、食に関わる歴史

校内の協力体制・研修
家庭及び地域社会との連携



●食に関する指導の目標の設定（生徒の実態・課題に応じた目標の設定）

各学校では、どのような子どもを育てたいのかを学校教育目標や目指す子ども像で明確に位置づけています。食に関する指導は、それらの目標等を具現化するために、子どもたちが望ましい食習慣を身に付けていくことを目指して行われるものですから、指導目標や指導内容の設定では、何よりも生徒の実態を踏まえ、食に関する課題解決を目指すことが必要です。

○子どもたちの食生活等の実態から課題を把握しましょう！

生徒の食生活状況や学校給食の喫食状況、健康上の実態や課題を把握します。

実態の把握は、食生活状況調査等の数値的な調査を実施するのが望ましいのですが、困難な場合には、学校保健統計調査や学習状況調査等のデータや教職員（学級担任や養護教諭等）の日々のかかわりや指導の中で感じている課題等を参考に把握します。

●学校の食育推進体制の整備（食育推進委員会、食育推進担当者）

食に関する指導は、学校教育全体を通して、同じ視点・目標のもとに、体系的・計画的に行われることが大切です。

そのためには、まず学校内に食育を推進する体制を整備します。

学校長のリーダーシップの下に、全教職員の理解と協力を得ながら進められるよう養護教諭、関係職員等からなる食育推進委員会等を設置し、学校内における調整や家庭・地域との連絡調整などを中心となる食育推進担当者を位置づけます。

○学校内での指導体制づくりをします

- ・食育を推進するための組織（食育推進委員会等）を既存する組織（学校保健委員会等）の活用も含め設置します。
- ・教職員の中から食育を中心となって進めるための食育担当者を位置づけます。
- ・専門性を有する栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等を効果的に活用できるように学校の全職員で共通理解を図るよう配慮します。また、各教科においては、教科担任との連携も必要です。

食に関する指導全体計画作成

全体計画は、食に関する指導にあたっての基本的な計画であり、学校における食育を組織的・計画的に推進できるよう、学校内で共通理解を図るために必要なものです。また、保護者や地域の方等と連携して進められるよう、理解と協力を得るために必要な基本的な説明資料となります。

これまでも、各学校では、食に関する指導が様々な場面において取り組まれていますが、単発的な食に関する知識の伝達にとどまらず、体験を通して習慣化を促すための継続的な指導が必要です。そのため、特別活動や給食の時間、各教科等の学校教育全体において、各教科等の指導内容・方法を生かしつつ教科横断的に関連付け、体系的に理解させる指導が重要です。

● 全体計画に記載する事項

- ① 学校教育目標
- ② 目指す子ども像
- ③ 子どもの実態、保護者・地域の実態（食や健康面での実態や課題）
- ④ 食に関する指導の目標（学校としての目標や文部科学省が示している目標等）
- ⑤ 各学年の発達段階に応じた食に関する指導の目標（学年ごと等）
- ⑥ 学級活動や給食指導の目標と指導内容（月ごと、学年ごと等）
- ⑦ 食育や健康教育に関する学校行事や生徒会活動
- ⑧ 各教科、総合的な学習の時間、道徳等の中で、食に関する指導の単元・内容（学年ごと）
- ⑨ 家庭・地域との連携方法・内容
- ⑩ 地場産物活用の方針個別相談指導の方針・内容

食に関する指導の全体計画例

<食に関する指導の全体計画 中学校の例>



食に関する指導の目標

- ① 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。<食事の重要性>
- ② 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。<心身の健康>
- ③ 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。<食品を選択する能力>
- ④ 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心をもつ。<感謝の心>
- ⑤ 食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。<社会性>
- ⑥ 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。<食文化>

各学年の発達段階に応じた食に関する指導の目標

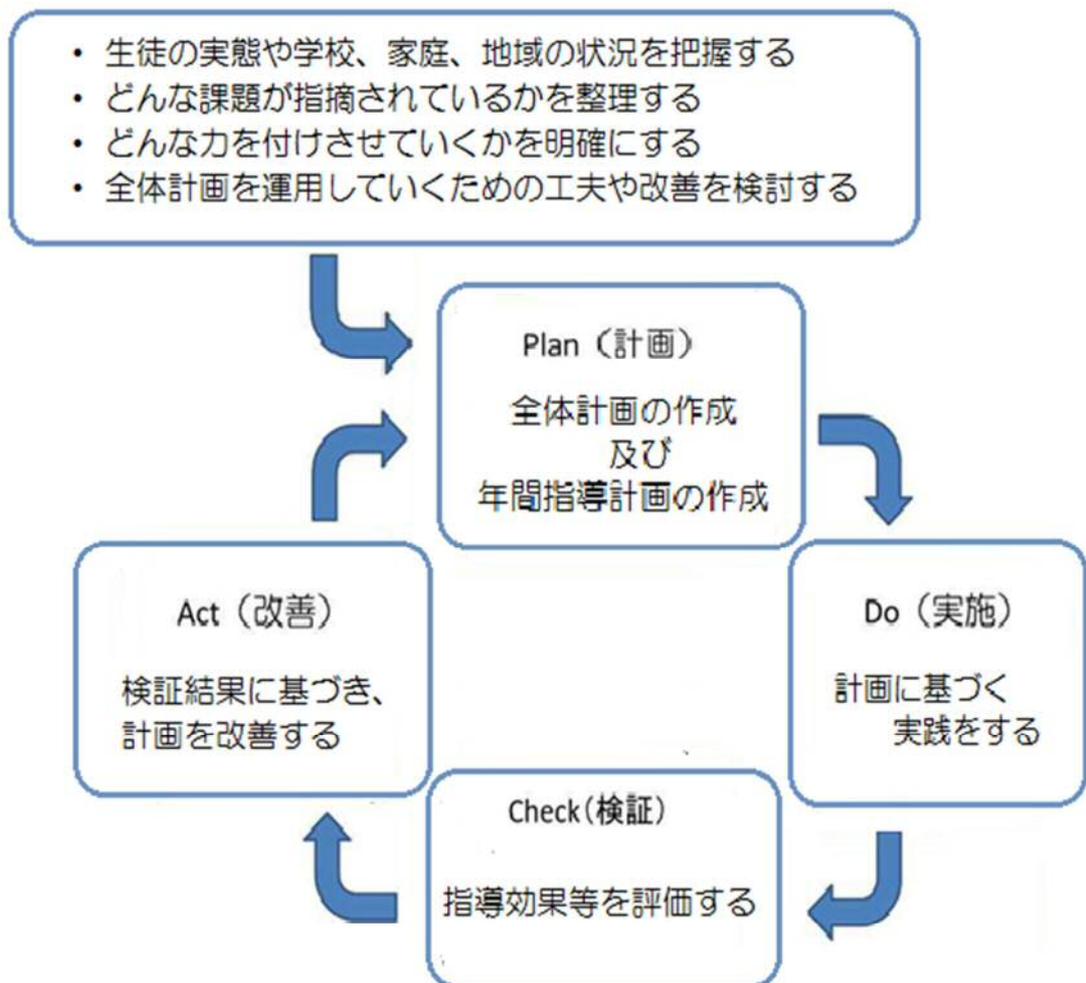
幼稚園 保育園	小学校 小学校との連携に関する方針等	1 学年 ○毎日、規則正しく食事をとることができる。 ○自分の生活や将来の課題を見つけ、望ましい食事の仕方や生活を理解し、自らの健康を保持増進しようとする。	2 学年 ○食環境と自分の食生活とのかかわりについて理解することができる。 ○身体の発達に伴う必要な栄養や食品に含まれる栄養素の種類と働きを知り、中学生の時期の栄養について理解する。	3 学年 ○生活の中で、食事が果たす役割や健康とのかかわりを理解する。 ○1日分の献立を踏まえ、簡単な日常食の調理ができる。 ○食品の安全で衛生的な取扱いができる。
------------	-----------------------	--	---	---

		前期		後期	
特 別 活 動	学級活動及び給食時間	1 年	○朝食の大切さを見直そう ◎給食時間の過ごし方を考えよう ●給食時間の過ごし方(準備、後片付け、手洗い、身支度)	2 年	○夏の食生活と水分補給について考えよう ◎食事の大切さを知ろう ●給食時間の過ごし方(準備、後片付け、手洗い、身支度)
	○学級活動 ◎食に関する指導 ●給食指導	3 年	○食生活について考えよう ◎バランスのとれた食生活について考えよう ●給食時間の過ごし方(準備、後片付け、手洗い、身支度)	3 年	○受験期の食生活について考えよう ◎生涯の健康について考えよう ●正しい食事のマナーを身につけよう(食事、会食の仕方)
	全校一斉指導	○朝食の大切さを見直そう ●給食時間の過ごし方を考えよう ●衛生面に気をつけて食事をしよう			
	学校行事	・定期健康診断・修学旅行・防災訓練・体育祭		・文化祭・自然教室	
生徒会活動	・組織作り		・食に関する内容の発信・実践		・学校保健委員会・年間反省
		1 年	2 年		3 年
教 科 と の 関 連	社 会	【地理的分野】 (1)世界の様々な地域 -イウエ 【歴史的分野】 (1)歴史のわらえ方イ (4)近世の日本ウ			
	理 科	【第2分野】 (3)動物の生活と生物の変遷 -イ(7)			
	保健体育 (保健分野)	(4)健康な生活と疾病の予防イ			
	技術・家庭 (家庭分野)	B 食生活と自立 (1)中学生の食生活と栄養 アイ (2)日常食の献立と食品の選び方 アイウ (3)日常食の調理と地域の食文化 アイウ D 身近な消費生活と環境 (2)家庭生活と環境 ア			
総合的な学習の時間		食をめぐる問題と地域の農業や生産者について			
道 徳		1 主として自分自身に関すること (1) 2 主として他の人とのかかわりに関すること (6) 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること (5)(6)(8)(9)			
家庭・地域との連携		学校がより、給食(食育)がより、保健がより、家庭配布献立表、学校保健委員会、教育相談、家庭教育学級、親子料理教室 学校を中心として、どのような子どもを育てたいのか、そのために保護者・地域とどのような連携の取組を計画しているのかを記述する。			
地場産物活用の方針		地場産物活用の教育的意義、活用方針等を記述する。			
個別相談指導の方針・取組		保護者からの申し出、定期健康診断の結果、日常の食生活等から個別相談指導が必要な生徒を対象に実施する等、個別指導の方針等を記述する。関係職員との連携、校内指導体制等についても記述する。			

教育課程全体を通じたカリキュラム・マネジメント

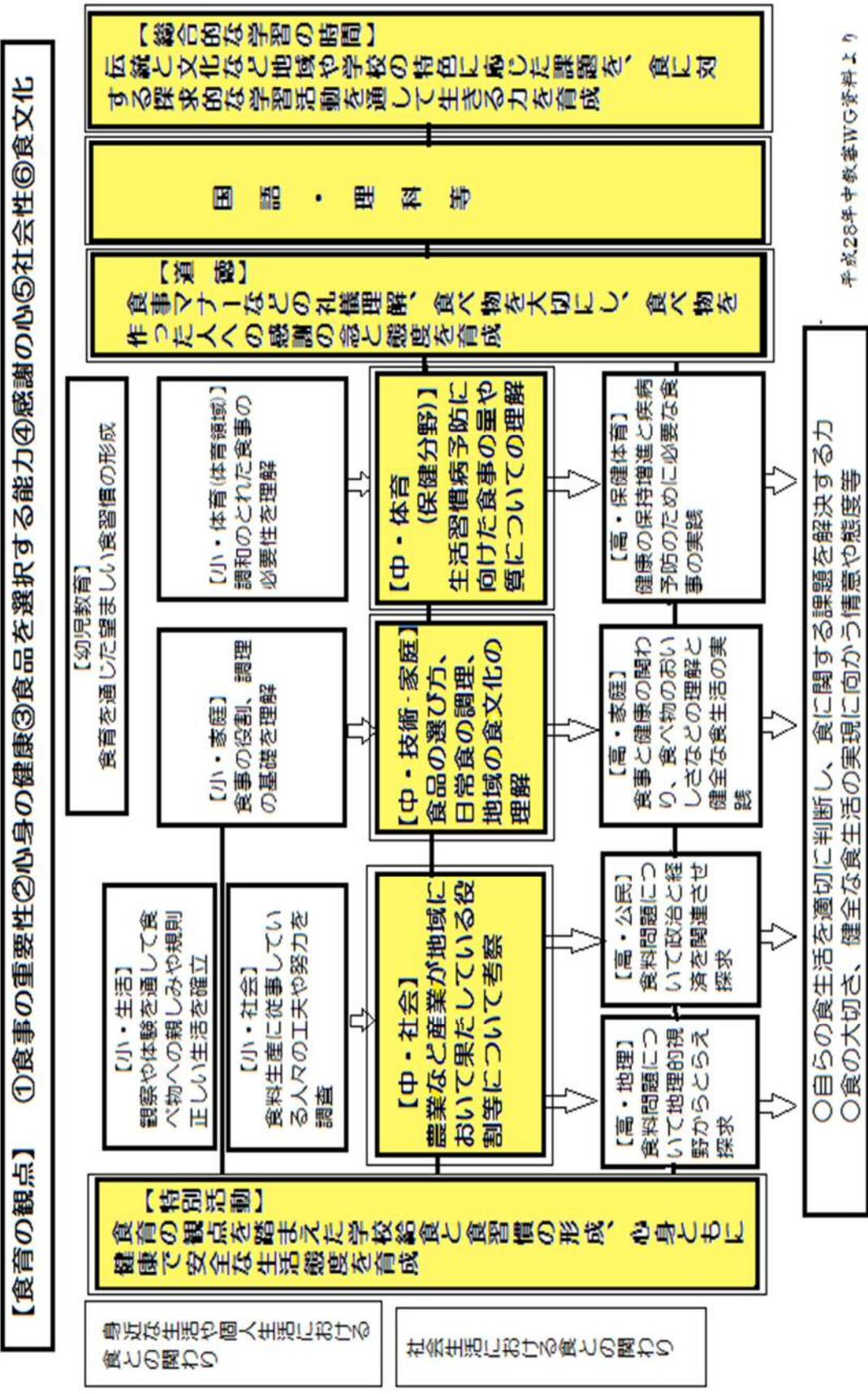
食に関する指導の目標を実現するために

PDCA サイクルを確立する



カリキュラム・マネジメントの実現

カリキュラム・マネジメントの実現



平成28年中教審WG資料より

年間指導計画に記載する事項

- ・ 年間指導計画の整備

食に関する指導が、給食の時間だけではなく、関連教科、特別活動、道徳や総合的な学習の時間など学校教育活動全体を通して行われるよう、発達段階に応じた学年別の年間指導計画を作成します。その際、既存の教科等の年間指導計画を食に関する指導の観点から見直して、作成することもできます。

- ①各教科等における食に関する指導の単元・内容、実施時期
- ②特別活動における食に関する指導の内容と実施時期
- ③学校行事
- ④献立作成の配慮（旬の食材や地場産物の利用等）
- ⑤家庭・地域との連携方法・内容

既存の教科活動を見つめ直し、整理する

各教科等で毎年作成する年間指導計画に食に関する指導の目標を対応させた年間指導計画（例）

「食に関する指導」の目標を達成するための学習活動の位置づけを色分けしたり、分かりやすく表記したりします。

川崎市立〇〇〇学校

〇学年 年間指導計画

【食育の観点】 ○食事の重要性 ○心身の健康
○食品を選択する能力 ○感謝の心
○社会性 ○食文化

	4月	5月	9月	10月	3月
国語	○○○○○ ○○○○○ ●食	○○ ○○ ○○ ○○○○○	○○ ○○ ○○ ○○○○○	○○○ ○○○○○○○	○○○○○ ○○○○○
数学	○○○ ○○○○○○○	○○ ○○ ○○○○○ ●食	○○○○○ ○○○○○	○○○○○ ○○○○○	○○ ○○ ○○ ○○○○○
道徳	○○○○○ ○○ ○○	○○ ○○ ○○ ○○○○○	○○○○○ ○○○○○	○○○ ○○○○○○○	○○ ○○ ○○ ○○○○○ ●食
特活	○○ ○○ ○○ ○○○○○	○○○○○ ○○○○○	○○○○○ ○○○○○ ●食	○○ ○○ ○○ ○○○○○	○○○○○ ○○○○○
総合	○○○○○ ○○○○○ ●食	○○ ○○ ○○ ○○○○○	○○○ ○○○○○○○	○○ ○○ ○○○○○	○○○ ○○○○○○○

食に関する指導の年間計画例

食に関する指導の年間計画の例（中学校）	
	<p>〈地理的分野〉 (1) 世界の様々な地域 イ 世界各地の人々の生活と環境 ウ 世界の様々な地域の歴史(でも可能) (歴史的分野) (1) 歴史のとなえ方 イ (4) 近世の日本 ウ (1) 歴史のとなえ方 イ に関しては各時代を通して取り扱う</p>
理科 (第二分野)	<p>(3) 動物の生活と生物の変遷 イ 動物の体のつくりと働き (7) 生命を維持する働き</p>
技術・家庭 (家庭分野)	<p>イ 食生活と自立 ア 食事が果たす役割、健康にたいし学習目標 イ 栄養素の種類と働き、中学生の栄養の精査 ア 食品の栄養的特徴、中学生の1日に必要な食品の種類と分量 イ、中学生の1日分の献立 (2) 日常食の献立と食品の選び方 ア 食品の栄養的特徴、中学生の1日に必要な食品の種類と分量 イ、中学生の1日分の献立 (3) 日常食の調理と地域の食文化 ア 基礎的な日常食の調理、食品や調理用具等の適切な管理 イ 地域の食材を生かした調理、地域の食文化 ウ 食生活について、地域の食文化</p>
保健体育	<p>〈保健分野〉 (4) 健康な生活と疾病の予防 イ 生活行動、生活習慣と健康 (7) 食生活と健康 (エ) 脚和のとれた生活と生活習慣病</p>
他教科	
道徳	<p>※道徳の時間では、次の内容項目での関連が考えられる。 主として自分自身に関すること 1-(1) 主として他の人との関わり方に関すること 2-(5) 主として集団や社会との関わり方に関すること 4-(5) 4-(6) 4-(8) 4-(9)</p>
総合的な学習の時間	<p>学習課題：食 学習事例：食に関する問題と地域の農業や生産者 学習事項例：地域の農業や生産者の現状と日本及び世界の食糧問題、食の安全や食料確保と社会生活との関わり、食をめぐる問題の解決とよき食生活の創造を目指した取組 など (文部科学省「食」今、求められる方を高める総合的な学習の時間の展開」(中学校編)平成22年11月より)</p>
給食の時間	<p>◎給食時間の過ごし方を考えよう。(4) ◎食卓の大切さを考えよう。(重・健・選) ◎1人1皿の大切さを考えよう。(重・健・選) ◎1人1皿の大切さを考えよう。(重・健・選) ◎給食の時間について考えよう。(重・健・選・文) ◎正しい食卓のマナーについて考えよう。(重・健・選・文)</p>
特別活動	<p>◎給食時間の過ごし方を考えよう。(4) ◎食卓の大切さを考えよう。(重・健・選) ◎1人1皿の大切さを考えよう。(重・健・選) ◎1人1皿の大切さを考えよう。(重・健・選) ◎給食の時間について考えよう。(重・健・選・文) ◎正しい食卓のマナーについて考えよう。(重・健・選・文)</p>
学級活動	<p>○学級活動 内容(2)適応と成長及び健康安全 主 食育の観点から学校給食と望ましい食習慣の形成 ・食生活について考えよう。 ・夏の食生活と水分補給について考えよう。 ・生活のリズムと食事について考えよう。 ・朝食の大切さを考えよう。</p>
学校行事	<p>・定期健康診断 ・熱中症予防講演会 ・体育祭 ・防災訓練 ・修学旅行 ・文化祭 ・自然教室</p>
献立作成	<p>4月 清見オレンジ、キャベツ 5月 新たけのこ、新たまねぎ、新じゃが芋、カレーががが、さやいんげん、ミート、卵 6月 さやいんげん、カレーががが、かぼちゃ、とうもろこし、なす、ピーマン、オクラ、アジ 7月 さやいんげん、カレーががが、かぼちゃ、とうもろこし、なす、ピーマン、オクラ、アジ、ステーキ、きゅうり、しいたけ 9月 さやいんげん、カレーががが、かぼちゃ、とうもろこし、なす、ピーマン、ミート、ステーキ、きゅうり、しいたけ、さきょう</p>
地産産物の利用	<p>キャベツ、とうもろこし、大根、海そう類</p>
食文化の伝承	<p>5月 子どもの日行事食 7月 七夕の行事食 9月 お月見の行事食 6月 歯と口の健康週間の行事食</p>
その他	<p>2月 節分 3月 ひなまつりの行事食 11月 動物福祉の日の行事食 12月～2月 かながわ県立食品学校給食予備校の献立 1月 給食週間の行事食</p>
家庭・地域の連携 (食育たよりの発行)	<p>学校より、給食(食育)たよりに、保健だより、保健配布献立の発行(年11回献立と例に関する内容を掲載) 学校保健委員会、教育相談、家庭教育部、親子料理教室</p>
食に関する指導の内容を示す。(各学校、学習のねらいに合わせて選択する)	<p>〈選〉食育の重要性 〈健〉心身の健康 〈選〉食品を選択する能力 〈選〉感謝の心 〈社〉社会性 〈文〉食文化</p>

各教科等における食に関する指導事例



・ 社会科	2年	「世界と比べた日本の地域的特色」	P16
・ 理科	2年	「生命を維持するしくみ」	P17
・ 美術科	2年	「手の中に季節を表現しよう ～和菓子のデザイン～」	P18
・ 保健体育科（保健分野）	3年	「食生活と健康」	P19
	（保健分野）	3年 「休養・睡眠と健康」	P20
	（保健分野）	3年 「生活習慣病の予防」	P21
・ 技術・家庭科（技術分野）	2年	「生物育成に関する技術と私たちとの関わり」	P22
	（家庭分野）	1年 「考えよう！健康的でバランスのよい食生活」	P23
	（家庭分野）	2年 「商品の選択」食品を選ぼう	P24
・ 道徳の時間	1,2,3年	「真の国際人として」	P25
・ 総合的な学習の時間	1年	「私たちの食事の問題点」	P26
	1年	「日本の伝統文化を学ぼう」	P27
	2年	「私たちの地域の食材を見直そう」	P28
・ 学級活動	1年	「みんなで会食を楽しもう」	P29
	1年	「朝食の大切さを見直そう」	P30
	1年	「水分のとり方を考えよう」	P31
	2年	「栄養バランスを考えて、食べ物を買おう」	P32・33



社会科 中学2年生

1 単元名

「世界と比べた日本の地域的特色」

2 単元について

世界的視野や日本全体の視野からみた日本の地域的特色を取り上げる。前単元の「日本の地域構成」の学習を生かしながら、「自然環境」「人口」「資源・エネルギーと産業」「地域間の結び付き」の4つの項目を取り上げ、日本を一つの地域として取り扱ったり、日本全体の視野から大まかな国内の地域差に着目させたりすることにより、我が国の国土の特色を理解させる。

3 単元の目標

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
【食品を選択する能力】
- ・各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

5 本時の展開（11／14時間）

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）
導 入	1 日本の食料自給率、木材生産と輸入の変化、漁獲量と輸入量の変化の資料から日本の農・林・漁業の特色を概観する。	○農・林・漁業の特色を概観し、それぞれの課題についても目を向けるよう促す。
展 開	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">日本の農業・林業・漁業にはどのような特色や課題があるのか</div> 2 各グループで各種資料について調べ、日本の農・林・漁業の特色や課題についてまとめる。 「稲作」「果樹栽培」「近郊農業」「促成・抑制栽培」「食料自給率低下」「輸入材」「漁獲量減」「養殖業」「栽培漁業」等を取り上げる。 3 日本の農・林・漁業の特色と課題についてクラスで話し合う。 4 貿易の自由化により、日本の農業等にどのような影響が出るか話し合う。 「国産」「外国産」「新しい取組」「食の安全性」「産業の衰退」「自給率」等を取り上げる。	○農業では地形や気候に応じて各地でその特色を生かした農業が行われていることや、飼料の輸入、高齢化と農家数減などの課題について着目するように声をかける。 ○漁業では規制を受けて漁業形態の変化が起きていることなども確認する。 ○日本の自然環境と関連付けて特色や課題について考えるように促す。
ま と め	5 本時の学習課題に対してまとめを書く。 6 まとめたことを交流する。	☆日本全体の視点から、日本の農業・林業・漁業の特色や課題について自然環境と関連付けながら理解している。（知識・理解）

理科 中学2年生

1 単元名

「生命を維持するしくみ」

2 単元について

生きていくための体の各部、隅々で栄養や酸素を必要としていることをイメージし、様々な器官には、そのつくりや働きに工夫があることを捉えることができるようにする。

3 単元の目標

だ液による消化の実験などを行い、だ液がデンプンを糖に変えていることを考察し、体に必要な栄養分が吸収されるしくみを理解する。

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】

5 本時の展開（4／11時間）

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）
導 入	1 前時を振り返りながら、本時の課題を確認する。	○食物に含まれる栄養分の種類について考えさせ、消化液の働きについて疑問をもつことができるようにする。
展 開	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">だ液はデンプンを何に変えるのだろうか、それは何のためだろうか</div> 2 課題に対する予想を立て、実験方法の確認をする。 3 グループで実験に取り組む。 4 だ液の働きについて実験結果をもとに考察する。 5 グループで話し合いながら考察を練り上げていく。 6 全体で意見を出し合い、結論を導出する。	○指示薬の性質について、写真や演示実験で説明する。 ○火気の扱いに十分注意するよう指導する。 ○予想と比較して考察するよう促す。 ○グループで考えを練り上げるために、ホワイトボード等の思考ツールを準備する。 ○何のためにデンプンが糖に変化するのかを、推論するよう促す。 ☆だ液によってデンプンが糖に変化し、血液にとけやすくしていること、そして、栄養分として全身に送られていることを総合的に理解している。 （科学的な思考）
ま と め	7 本時を振り返り、学習のまとめをする。	○本時の振り返りとともに、だ液以外にも取り入れた栄養を血液にとけやすくして吸収しやすくしていることに触れ、次時につなげる。

美術科 中学2年生

1 題材名

「手の中に季節を表現しよう～和菓子のデザイン～」

2 題材について

和菓子づくりに見られる日本の伝統的な美意識について考え、自分たちの表現に生かしていく。食文化の中にも、美しさや身近な自然などが表されていることを知り、豊かな食生活を作り出していく意識を育てる。

3 題材の目標

和菓子の表現に興味をもち、四季のイメージなどを基に構想を練り、表現方法を工夫して表現するとともに、食文化における調和のとれた美しさについて感じ取る。

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

・各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

5 指導計画（7時間扱い）

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）
導 入	1 本物の和菓子や和菓子の写真資料などを鑑賞し、表現されている四季や表現の技法を鑑賞する。	○和菓子の色彩や形からどのようなことを表しているのかを考えさせる。 ☆和菓子の中に思いを込め、美しさを表現している日本の食文化について味わおうとしている。 (関心・意欲・態度)
展 開	2 自分の経験から「季節」を表現する色彩や形を考える。 3 アイデアスケッチなどにより、表したいことの構想を練り、見通しをもって表現できるようにする。	○季節を感じさせるものをあげさせ、色彩や形の特徴を考えさせる。 ○和菓子としての用途を考え、食べやすさや、見た目の美しさを考えたデザインを考えさせる。 ☆四季を感じる色彩や形などの考え、表現の構想を練っている。(発想や構想の能力)
ま と め	4 使用する材料（樹脂粘土）について理解をする。 5 材料の特性を生かし自分の表現意図に合う表現方法を工夫し、制作をする。	○自分の表現意図を表すためにどのような方法が適切なのか、資料等で和菓子の制作方法などを鑑賞させ、表現方法を工夫させる。 ☆材料の特性を生かして、創造的に表現している。(創造的な技能)
ま と め	6 お互いの作品を鑑賞し、四季を表す表現の工夫などを感じ取る。	○制作した作品の鑑賞を通し、身近な食文化の中の美しさについても気付けるようにする。 ☆身近な生活の中の美しさを感じ取り、価値意識をもって味わう。(鑑賞の能力)

保健体育科 保健分野 中学3年生

1 単元名

イ 生活行動・生活習慣と健康

2 本時について「食生活と健康」

健康を保持増進するためには、毎日適切な時間に食事をする、また、年齢や運動量に応じて栄養素のバランスや食事の量などに配慮すること及び運動によって消費されたエネルギーを食事によって補給することが必要であることなど、健康によい食生活について学習する。

3 本時のねらい

- ・食生活と健康について、課題の解決に向けての話し合いや意見交換などの学習に意欲的に取り組もうとしている。(関心・意欲・態度)

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】

5 本時の計画（1／5時間）

「食生活と健康」

	学習内容・学習活動	指導上の留意点
はじめ	1 バランスの良い食事について考える。	・教科書 P80 のAさんとBさんの食事を比べることにより、発育・発達や生活習慣病予防のためにはバランスの良い食事が大切なことに気付かせる。
考える・深める	2 自分の食事を記録する <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 自分の1日の食事の内容や食事をする時間などについて振り返ってみる。 </div> 3 運動によって消費するエネルギーと食事の必要性について整理し、説明する。(グループ内で説明する)	・資料1をもとに、自分の食事はバランスよく摂れているか整理をさせる。 ・不足しがちな栄養素を挙げ、どのような食品をとればよいか整理させる。 ・運動部活動などの時間が多い生徒は、十分なエネルギーをとる必要があることや食事に必要な栄養素をとることが基本であることを補足する。 [学習活動に即した評価規準] <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 食生活と健康について、課題の解決に向けての話し合いや意見交換などの学習に意欲的に取り組もうとしている。(関心・意欲・態度) </div>
	4 資料3、4をもとに、40分間のランニングで消費されるエネルギーは食パン何枚分か計算する。 5 規則正しい食生活の必要性について調べ、整理する。	・自分の普通の食生活に合わせて、米飯や即席めんなどでも計算してよいことを伝える。 ・朝食には、体温を上げ、午前中の生活に必要なエネルギーを供給する役割があることを伝える。
まとめ	6 本時の学習の振り返り ・ワークシートに記入する。	・健康を保持増進するためには、毎日適切な時間に食事をする、また、バランスの良い食事に配慮すること、運動によって消費されたエネルギーを食事によって補給することが必要であることを理解できたか確認させる。

保健体育科 保健分野 中学3年生

1 単元名

イ 生活行動・生活習慣と健康

2 本時について「休養・睡眠と健康」

健康を保持増進するためには、休養及び睡眠によって心身の疲労を回復することが必要であることを学習する。

3 本時のねらい

- ・休養・睡眠と健康について、学習したことを自分の生活や事例などと比較したり、関係性を見付けたりするなどして、筋道を立ててそれらを説明している。 (思考・判断)

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】

5 本時の計画（3／5時間）

「休養・睡眠と健康」

	学習内容・学習活動	指導上の留意点
はじめ 考える・深める	1 「やってみよう」で疲労の自覚症状をチェックする。	・教科書 P84 の「やってみよう」で自分の疲労の現れ方を確認し、生活習慣との関連を考えさせる。
	2 疲労の原因を考える。	・疲労の自覚症状から、学習や運動、睡眠不足、ストレスなど疲労の現れ方を分類させ、その原因を考えさせる。
	3 疲労回復の必要性を考える。	・変化を考えさせた後で、疲労を回復させないまま放っておくことにより、抵抗力が下がり病気にかかりやすくなることや、交通事故の原因になることを伝える。
	4 疲労回復の方法について考える。(グループ内で発表する)	・疲労を回復させた経験をもとに考えるように促し、疲労を回復させるためには適切に休養をとることが必要であることに気付かせる。 ・疲労を回復させることで抵抗力を高めたり集中力を高めたりし、健康に過ぎたり、作業効率を上げることができることを補足する。 [学習活動に即した評価規準]
	5 心身の疲労を回復させる適切な方法を知る。	・疲労の回復には、十分な栄養をとることや入浴、運動が必要であることを伝える。 ・疲労の状況に合わせて、どのような食事をとることが好ましいか、例をいくつか紹介する。
まとめ	6 本時の学習の振り返り ・ワークシートに記入する。	・健康を保持増進するためには、休養及び睡眠によって心身の疲労を回復することが必要であることを理解できたか確認させる。

保健体育科 保健分野 中学3年生

1 単元名

イ 生活行動・生活習慣と健康

2 本時について「生活習慣病の予防」

人間の生活は生活行動と深くかかわっており、健康を保持増進するためには、年齢、生活環境等に応じた食事、適切な運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが必要であることを学習する。

3 本時のねらい

・生活習慣病の予防について理解したことを言ったり、書き出したりしている。 (知識・理解)

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】

5 本時の計画 (5/5時間)

「生活習慣病の予防」

	学習内容・学習活動	指導上の留意点
はじめ	1 「やってみよう」で自分の生活習慣をチェックする。	・教科書 P86 の「やってみよう」で自分の生活習慣を確認し、生活の乱れはないか考えさせる。
考える・深める	2 生活行動と生活習慣病との関連について知る。 ・生活習慣病の原因となる行動 不適切な食生活、運動不足、睡眠不足、過度なストレス、喫煙、飲酒 3 日本人の3大死亡原因について知る ・がん、心臓病、脳卒中 4 今後の生活習慣を考える。(グループ内で発表する)	・生活習慣に乱れがある場合、心身にはどのような負担があるのか、また、その生活行動を続けることによって引き起こされる病気とは何かを伝える。 〔生活習慣の乱れには、塩分の取りすぎ、脂肪分の取りすぎ、間食の取りすぎ、飲酒、運動不足、睡眠不足ストレス過剰、喫煙などがあげられる。〕 ・日本人の3大死亡原因にはがん、心臓病、脳卒中があり、それらの病気と深くかかわるものには糖尿病、高血圧症、脂質異常症があり、生活習慣が影響していることを伝える。 ・生活習慣病の原因となる行動や3大死亡原因を念頭に置きながら、生活習慣病にならないために必要な正しい生活習慣を考えさせ、グループ内で発表させる。 〔学習活動に即した評価規準〕 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">生活習慣病の予防について理解したことを言ったり、書き出したりしている。 (知識・理解)</div>
まとめ	5 本時の学習の振り返り ・ワークシートに記入する。	・生活習慣病を予防するためには、心身の負担になる生活行動を続けないことであることを理解できたか確認させる。

技術・家庭科（技術分野） 中学2年生

1 題材名

「生物育成に関する技術と私たちとの関わり」

2 題材について

生物育成の基本的な知識や技能について学び、生物を育成するために必要な環境要因や管理技術について検討し、育成計画を立案して作物を栽培した。その経験をもとに、生物育成に関する技術を環境や経済的な側面から適切に評価し、生活の中で活用する方法を考える。

3 題材の目標

生物育成に関する基本的な技術を身につけるとともに、技術が社会や環境に果たしている役割と影響について理解する。また、作業効率や安全性、価格等の視点から、これからのように作物を生産したり購入したりすればよいか考えることができる。

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】

5 本時の展開（10／10時間） **栄養教諭や学校栄養職員による協力指導**

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）
導 入	1 生物育成にはどのような技術があるか、学習してきた内容を振り返る。	○成長を管理する技術、生物の特徴を改良する技術、環境を整える技術について教科書を使って確認させる。
展 開	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">生物育成の技術について考えよう</div> 2 促成栽培や水耕栽培、露地栽培等の技術をさまざまな視点（「環境」「エネルギー」「費用」「安全」「作業効率」など）から評価し、グループで話し合う。 3 グループで話し合った内容を発表し、技術にはプラス面とマイナス面の両面があることに気付く。 4 これから農作物を選ぶとき、何を基準にして選ぶのか考える。「品質」「価格」「安全」「生産地（地産地消）」など	○自分の考えを視点ごとに記入できるワークシートを用意する。 ○評価した内容をグループで話し合い、共通性に気付かせる。 ☆生物育成の技術を評価することができる。（生活を工夫し創造する能力） ○発表内容を板書し、プラス面とマイナス面に分類することで、技術にはマイナス面もあることを確認する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">農作物の安全面や経済面等について説明する。</div> ○自分の考えた基準を記入できるワークシートを用意する。 ☆農作物を選ぶための適切な基準を考えることができる。（生活を工夫し創造する能力）
ま と め	5 自分の生活を振り返り、学んだことをどのような場面で生かしているか記入する。	☆学んだことをもとに生活について見直し、よりよくしようとしている。（関心・意欲・態度）

技術・家庭科（家庭分野） 中学1年生

1 題材名

「考えよう！健康的でバランスのよい食生活」

2 題材について

小学校家庭科で栄養素の働きや、食事の役割についての学習を活用し、中学校技術・家庭（家庭分野）で自分の食生活について見直し、献立を点検し改善する中で、食事の大切さを理解し、健康的で栄養バランスのよい食事のとり方について考える。

3 題材の目標

自分の食生活を見直すことにより、食生活に関心をもち、栄養バランスのよい献立や食事のとり方についての基礎的・基本的な知識や技術を習得するとともに、これからの食生活をよりよくするための工夫ができるようにする。

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ・心身の成長や健康を考えた栄養バランスのよい食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- ・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】

5 本時の展開（7/14時間）

栄養教諭や学校栄養職員による協力指導

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）
導入	1 ファストフードや市販のお弁当、給食を比較して、栄養バランスについて考える。	○ファストフード、市販のお弁当、給食の写真を掲示し、違いについて考えさせる。
展開	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> バランスのよい食生活について考えよう </div>	
	2 献立づくりに必要なことは何かを考える。 「栄養」「好み」「時間」「費用」「旬」「安全」など	○ペアやグループで話し合い、家族がどのように献立を考えているのか、栄養などの様々な視点に気付かせる。 ○給食の献立からポイントを考えさせるようにする。 ペアまたはグループでアドバイスをしてもよい。 「主食」「主菜」「副菜」「汁物・飲み物」
	3 献立を考えるポイントや手順について考える。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 献立づくりのポイントについて説明する。 </div>
	4 自分の食べた朝食や昼食(昨日)を書き出し夕食の献立を考え1日分の献立を立てる。	☆献立づくりの手順を理解している。(知識・理解) ○食品成分表などの資料をもとに、栄養バランスを考えた献立が立てられるように助言する。
まとめ	5 自分の考えた献立から日頃の食生活を振り返り、問題点や改善点がないか記入する。	☆自分の食生活を見直し、問題点や改善点を見付け、健康的な食生活を考えることができる。 (生活を工夫し創造する能力)

技術・家庭科（家庭分野） 中学2年生

1 題材名

「商品の選択」食品を選ぼう

2 題材について

小学校家庭科での栄養素の働きや、食事の役割についての学習を活用し、中学校技術・家庭（家庭分野）で自分の食生活について見直し、食品を購入する視点と態度を養う。食事の大切さを理解し、健康的で栄養バランスのよい食事のとり方について考える。

3 題材の目標

自分の食生活を見直すことにより、食生活に関心をもち、栄養バランスのよい献立や食事のとり方についての基礎的・基本的な知識や食品を選択する能力と態度を習得するとともに、これからの食生活をよりよくするための工夫ができるようにする。

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- ・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。

5 本時の展開（7/14時間）

【食品を選択する能力】

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）
導入	1 ほうれん草を選ぶにあたって、必要なポイントについて考える。	○ほうれん草の写真や実物を掲示し、違いについて考えさせる。 ☆食品を選ぶためには、どのようにしたらよいか、考えようとしている。（関心・意欲・態度）
展開	食品を選ぼう	
	2 生鮮食品を選ぶにあたって必要なことは何かを考える。 「新鮮」「調理法」「保存」「費用」「旬」「安全」「購入先」「産地」など	○家族がどのように食品を選んでいるのか、自分の家庭を振り返りながら考えるように助言する。 ○ペアやグループで話し合い、気付いたことを発表させることにより、食品を選択する視点に広がりをもたせる。
	3 生鮮食品の選び方をもとに加工食品の購入のポイントについて考える。	○食品の種類や加工方法により、選び方も異なることに気付かせる。 ペアまたはグループでアドバイスをしてもよい。 ☆食品の購入について理解している。（知識・理解）
まとめ	4 自分の考えた食品の選び方について、日頃の食生活を振り返り、問題点や改善点がないか記入する。	☆自分の食生活を見直し、問題点や改善点を見つけ、健康的な食生活を考えることができる。（生活を工夫し創造する能力）

道徳の時間 中学 1, 2, 3 年生

1 主題名

「真の国際人として」

2 主題設定の理由

①価値について

国際化の進展の中で、真の国際人として、どの国の人々も同じ人間として尊重し合い、公正、公平に接する生き方が求められている。そのためには、日本人としての自覚をしっかりともち、その上で国際的視点を広げていくことが大切である。

②資料について（海と空－樫野の人々－「私たちの道徳」）

本資料は、イラン・イラク戦争の渦中に脱出の手段を失っていた邦人たちが、トルコ政府から提供された救援機によって無事脱出できたという実話を基に構成されている。脱出の当事者である主人公は、トルコ政府の厚意の背景に、1890年のトルコ船籍エルトゥールル号遭難の際の和歌山県串本の人々の献身的行為があったことを知る。このことから、国と国との関わり、国際的規模の相互扶助の在り方に思いを馳せることができる。真の国際人としての生き方を考えることのできる資料である。

食育との関わりとしては、樫野地区に1個のサツマイモも1羽のニワトリも無くなってまでも食事を振る舞い、遭難したトルコの人たちを助けようとした樫野の人々の思いを考えることが、人間関係形成能力につながるのではないかと考える。

3 ねらい

世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、同じ人間として尊重し合おうとする意欲を育てる。 4－（10）

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・食事のマナーや食を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】

5 本時の展開（1／1時間）

	学習活動と予想される生徒の発言や考え	指導上の留意点
導 入	1 樫野地区の位置を確認する。	・樫野地区の位置を確認することで、資料の内容をイメージする際の助けとなるようにする。
展 開	2 資料「海と空」を読み、話し合う。 ○遭難したトルコの人たちを、樫野地区に1個のサツマイモも、1羽のニワトリも無くなってまでも食事を振る舞い助けた樫野の人々は、どのような思いでそうしたのか。 ・困っている人を助けることは当たり前のこと。 ・人の命に国の違いはない。同じ人間だ。 ◎海と空が水平線で一つになるのを見つめながら、「私」はどのようなことを思っているのだろうか。 ・樫野の人々に自分の命は助けられたことと同じだ。 ・同じ人間として互いに尊重し合う心をもことが、世界平和のために大切なことだ。	・樫野地区に蓄えた食料がほとんどない中で、貴重なサツマイモや非常用のニワトリが無くなってまでも食事を振舞ってトルコの人たちを助けようとした樫野の人々の思いを考えさせたい。 ・自分たちのことよりも、トルコの人たちを第一に考えている樫野の人々の思いを捉えられるようにする。 ・トルコの人々の行為と樫野の人々の行為が、国際的規模の相互扶助となっていること、そのことの重要性に気が付いた主人公の思いを捉えられるようにする。
終 末	3 感想を書く。 4 「私たちの道徳」219ページの緒方貞子さんのメッセージ「中学生のみなさんへ」を読む。	・感想はねらいと関わって、自分の考えを書くことができるように促す。

※「私たちの道徳 活用のための指導資料」を参考に作成

総合的な学習の時間 中学1年生

1 単元名

「私たちの食事の問題点」

2 単元について

4月から食文化について取り組み、調べ学習や発表、農園作業でさつまいもを育てて収穫し、大根などの秋野菜の栽培、それらを使った調理なども行い、食に関する興味が高まった。また、普段どんな食生活を送っているのか、食事の記録をとった結果、食事のバランスが悪いことが分かった。そこで、自分の食生活を、栄養や料理のバランスの観点で見つめ直すことと、1食ごとの食事において栄養バランスを意識して、食事を選ぶことを習慣化してほしいことから本単元を設定した。

3 単元の目標

自分自身の食生活を見直し、他者と協力しながら望ましい食生活のあり方を考えることができるようにする。

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
【食品を選択する能力】

5 本時の展開（10／25 時間）

	学習活動	教師の支援（○）・評価（☆）
導 入	1 食生活調査の結果を知る。 ・保健委員がアンケート結果を発表する。 ・食生活調べの集計表を見ながら自分の食生活の問題点を発表する。	○1日に必要な野菜の量を実感させるため、用意しておく。 ○個々の生徒の問題点を把握しておく。
ファミリーレストランでの夕食を決めよう		
展 開	2 ビデオ「栄養素のはたらきと健康」を視聴する。 （甘いもの、ジュース、脂肪のとりすぎやバランスの悪い食事が体に与える影響等） ・ビデオを見て、感想を発表する。 3 グループでレストランのメニューからバランスのよい夕食の献立を班毎に考える。 （1人分2000円の予算で） ・選んだ献立をトレーに貼り、発表する。	○ワークシートに必要なことはメモを取るよう促す。 ○レストランのメニュー表と料理カード、発表用のトレーを配付し、説明する。 ○各班では、どんな問題点を改善しようとするのか決めて、取り組むよう促す。 ☆様々な資料から自分の食生活を振り返り、よりよい献立を考えることができる。（課題解決の能力）
ま と め	4 本時の感想と自分のこれからの食生活について考えたことをワークシートに記入する。	○よい気付きをしていた生徒を取りあげ、クラスに紹介する。

総合的な学習の時間 中学1年生

1 単元名

「日本の伝統文化を学ぼう」

2 単元について

伝統文化の継承に携わっている講師の先生を招き、日本の伝統文化(茶道)を体験学習することで、我が国のよさを見直し、自国の文化を知ること、他国との違いや互いのよさを感じ取らせたいと考えた。また、お茶と共に楽しむ四季折々の菓子を食し、茶懐石などについて学ぶことで、日本食文化に親しませたいと考え、本単元を設定した。

3 単元の目標

- ・日本の伝統文化(茶道)を体験することで茶道に興味をもち、日本の伝統文化(茶道)のよさを感じることができるようになるとともに、自分の選んだ伝統文化に対して追究したい課題を見付け、解決に向け努力することができるようにする。
- ・伝統文化(茶道)を調べたり体験したりすることを通して、伝統文化や文化の継承に力を注ぐ人々の思いを知るとともに、自分たちの感じた伝統文化のよさをより効果的に伝えられるように工夫して表現することができるようにする。

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重するところをもつ。【食文化】

5 本時の展開（7／35時間）

	学習活動	教師の支援（○）・評価（☆）
導 入	1 前回の茶道体験学習を振り返り、本時の目標を確認する。	○前時のワークシートの気付きメモをもとに体験学習を振り返られるようにする。
茶道のよさは何だろう		
展 開	2 グループごとに茶道のよさを話し合い、その結果を模造紙にまとめる。 3 グループで出てきた茶道のよさを発表する。	○茶道の特徴を記入できる付箋を用意する。付箋には単語ではなく、文章で表記するよう声をかける。 ○他のグループの意見から、さらに茶道のよさについて、考えが深められるようにする。 ○知り合いことや調べたいことをワークシートに記入するよう促す。
ま と め	4 茶道のよさのひとつである菓子に着目し、さらに調べたいことや知りたいたいことを考える。	☆気付きメモをもとに、茶道で使われる菓子や茶道のよさについて考え、表現している。 (課題解決の力)

総合的な学習の時間 中学2年生

1 単元名

「私たちの地域の食材を見直そう」

2 単元について

食糧輸入の増加により、食の安全の問題や世界的に見た食の不平等、自然環境の変化などが起こっていることを知らせ、これらの問題を解決する方法を、地域の農産物のよさ、地産地消という点から考えていく。学習においては、生徒たちが身近な農産物について実際に生産者とかかわりながら調査していくことを大切にする。

3 単元の目標

日本が多くの食糧を輸入していることを知り、地域の農産物のことを協同的に調べることを通して、地域で採れる食材のよさに気付き、食生活に生かそうとする態度を育てる。

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
- ・各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

5 本時の展開（10/35時間）

	学習活動	教師の支援（○）・評価（☆）
導 入	1 前時までにそれぞれが調べてきた食材のよさについて、取材メモから付箋に記載する。	○ファストフード、市販のお弁当、給食の写真を掲示し、違いについて考えられるようにする。
展 開	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">地域の農産物のよさを伝えよう</div> 2 自分が調べた食材について、模造紙に付箋を貼りながら、それぞれ発表する。 3 模造紙に貼られた付箋から、地域の農産物の「よさ」と「困難な点」についてKJ法で分類する。	○異なった農産物を調べた者同士で4人のグループを作る。農作物ごとに付箋の色を変える。 ○分類に困っているグループに対しては、分類例を提示し、その後の活動を促す。 ○特に「困難な点」については、付箋に書かれた以外の具体的な情報も、伝えるよう声かけをする。 ☆グループのメンバーの発表を自分のものと比べながら聞き、分類している。（課題解決の力）
ま と め	4 模造紙を見ながら、地域の農産物のよさと抱える困難な点について、振り返り、困難な点を改善していくために、自分たちができることを考える。	○よい気付きをしている生徒を取り上げ、クラスに紹介する。

学級活動（２） 中学１年生

1 題材名

「みんなで会食を楽しもう」（２）ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

2 題材について

給食当番の活動を通して、学級の一員としての責任を果たしながら協働しようとする態度を育み、全員が楽しく会食できるように配慮する気持ちを育成したいと考え、本題材を設定した。

3 題材の目標

学級における会食や、給食当番の活動を効率的に行うことで責任感を養い、望ましい人間関係の形成を目指す。

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・会食や給食の準備・片付けを通して、望ましい人間関係を構築しようとする。【社会性】

5 本時の展開（1/1時間）

※事前の活動で給食当番や給食に関するアンケートを実施する。

 栄養教諭や学校栄養職員による協力指導

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）	資料
活動の開始	1 給食当番や会食におけるアンケート結果を見て、気付いたことを発表する。 ～アンケート例～ ・給食当番の取り組み方 ・会食の時に気を付けていること	○アンケート結果をもとに、給食当番や会食に関する実態や課題に気付かせる。 ☆給食に関する実態や課題に関心をもっている。 （集団活動や生活への関心・意欲・態度）	アンケート結果
活動の展開	2 給食における課題を改善するための方法を話し合う。 ・給食当番や給食準備・片付けの取組についての課題 ・会食時の話題について	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> ○協働することの大切さを理解できるよう、給食当番の役割分担表を取り上げる。 ○楽しく会食するためには話題を選んだり、人を不快にさせないように配慮したりすることなどが大切であることを助言する。 </div> ☆給食は給食当番をはじめ、一人一人の責任ある取組によって成り立っていることや、会食時にふさわしい話題について理解している。 （集団活動や生活についての知識・理解）	給食当番の役割分担表
まとめ	3 給食当番や給食の準備・片付け、会食についてのめあてをもつ。	○給食に関する課題改善に向けての意見を参考にしながら、一人一人が具体的なめあてを立てるように助言する。 ☆給食当番や会食における具体的なめあてを立てている。 （集団の一員としての思考・判断・実践）	めあてカード

学級活動（２） 中学１年生

1 題材名

「朝食の大切さを見直そう」（２）ケ 食育の観点から踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

2 題材について

朝食の大切さを理解している生徒が多い。しかし、朝食を食べていなかったり内容が十分でなかったりする生徒もいる。栄養バランスのとれた朝食の献立を考えることを通して食習慣を見直し、毎日朝食をとろうとする意欲を育てたいと考え、本題材を設定した。

3 題材の目標

朝食の大切さを知り、栄養バランスのとれた朝食をとろうとする意欲をもつ。

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】

※事前の活動で給食当番や給食に関するアンケートを実施する。

5 本時の展開（1／1時間）

栄養教諭や学校栄養職員による協力指導

	学習活動	教師の指導（○） 評価（☆）	資料
活動の開始	1 朝食についてのアンケート結果を見て、実態や課題について考える。 ～アンケート例～ ・朝食を毎日食べていますか。 ・今日の朝食の献立は何ですか。	○アンケートの結果から、課題に気付き、朝食について関心をもてるようにする。 ☆朝食についてのアンケート結果を見て、朝食の課題等について考えようとしている。 (集団活動や生活への関心・意欲・態度)	朝食に関するアンケート結果
活動の展開	2 朝食の大切さや朝食作りのポイントを考える。 3 朝食作りのポイントを踏まえた望ましい献立を考える。 4 考えた献立を発表し、意見を伝え合う。	○課題をもとに、朝食の大切さや自分で朝食を作るときのポイントについて考えるよう促し、必要に応じて補足説明をする。 大切さ ・活動する意欲が高まる ・体のリズムを整え、排便を促す ポイント・バランスがとれている ・家にある材料を使う ・短時間で作る ○バランスがとれている、家にある材料、短時間で作るという朝食作りの条件や、使用できる材料を提示する。 ○朝食作りのポイントを踏まえて、意見を述べるように伝える。 ☆朝食の大切さと朝食作りのポイントを理解している。 (集団活動や生活についての知識・理解)	「朝食の献立を考えよう」ワークシート 食材カード
まとめ	5 朝食のとり方について自分のめあてをもつ。	○実践できそうな具体的なめあてを立てるよう助言する。 ☆朝食のとり方について自分のめあてを立てている。 (集団の一員としての思考・判断・実践)	朝食めあてカード

学級活動（２）

中学１年生

1 題材名

「水分のとり方を考えよう」（２）キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

2 題材について

熱中症を予防して健康に夏を過ごすために、体内の水分の役割を知り、上手な水分のとり方を身に付けさせたいと考え、本題材を設定した。

3 題材の目標

体の中の水分の役割を知り、水分のとり方について考えて実践しようとする。

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】

※事前の活動で自分が1日に摂取している水分の種類、量、摂取の方法について調査用紙に記入する。

5 本時の展開（1／1時間）

栄養教諭や学校栄養職員による協力指導

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）	資料
活動の開始	1 事前の活動で行った調査の結果を見て、実態や課題について考える。 ～調査項目例～ ・昨日何をどれくらい飲んだか ・飲み物はどんな時に飲むか	○調査の結果から、課題に気付き、水分のとり方について関心をもつようにする。 ☆調査結果を見て水分のとり方の課題等について考えようとしている。 (集団活動や生活への関心・意欲・態度)	調査結果
活動の展開	2 水分の働きと、水分の不足による体への影響について知る。 3 水分のとり方についてグループで話し合う。 4 話し合った内容を全体に発表し、意見を伝える。	○体内の水分の役割について説明をする。 ・体から排出される水分と、体に摂取される水分 ・体の60～70%が水分であることと、その役割 ・水分の不足による体への影響 ・1日に必要な水分の約半分は食事から摂取していて、塩分など熱中症予防に必要な成分も摂取できること ○水分の不足による体への影響については、熱中症の原因や症状等と関連させながら指導する。 ○体内の水分量を不足させないためには、どのような水分のとり方をすればよいか、水分の役割についての説明や自分の経験をもとに考えさせる。 ☆水分のとり方について理解している。 (集団活動や生活についての知識・理解)	ペットボトル (体内に必要な水分量を示す) 人型パネル (体内の水分の割合を示す) 熱中症の新聞記事 給食の写真
まとめ	5 食事を含めて1日の生活を振り返り、熱中症の予防を意識した水分のとり方について自分のめあてをもつ。	○実践できそうな具体的なめあてを立てるように助言する。 ☆水分のとり方について自分のめあてを立てている。 (集団の一員としての思考・判断・実践)	めあてカード

学級活動（２） 中学２年生

1 題材名

「栄養バランスを考えて、食べ物を買おう」

(2) ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

2 題材について

バランスのとれた食事を心がけることは、生涯にわたって健康を保持増進していく上で大変重要である。しかし、生活環境や家庭環境によっては、コンビニエンスストア等で生徒が自分で食べ物を購入し、偏った食生活を送っている実態も見られる。バランスのよい食事が心身の健やかな成長を促すことを理解するとともに、食べ物を購入する際、栄養バランスを考えて食品を選ぶことができるようにするため、本題材を設定した。

3 題材の目標

- ・健康と食生活との関連を理解する。
- ・食品を購入するときに、栄養バランスを考えて選ぶことができるようにする。

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養のとりかたを理解し、自ら管理していく実践力を身に付ける。【心身の健康】
- ・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】

5 本時の展開（1／1時間） ※事前の活動で、「食に関するアンケート」に回答する

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）	資料
活動の開始	1 「食に関するアンケート」の結果を発表し、食事に関する実態と傾向を知る。 ～アンケート例～ ・食事を買ったことがありますか ・買う時にどんなことを考えますか	○「食に関するアンケート結果」から栄養バランスを考えて食事を購入している生徒が少ないことに気付かせる。	食に関するアンケート結果
活動の展開	2 「ある日の購入した食事」の例を見て、食事のよいところと課題を班で話し合って発表する。 3 発表をもとに食事の課題について班で話し合いながら、コンビニエンスストアで食事を購入する場合の栄養バランスのよいメニューを考える。	○例に挙げた食事について、栄養素の資料を提示しながら、どの栄養素が不足しているかについても気付かせる。 ☆健康と食生活の関連について理解している。 (集団活動や生活についての知識・理解) ○食事を購入する際、栄養バランスを考えて選べるように促す。 ☆栄養バランスのよい食事をとるためにはどうしたらよいかを考え、意欲的に献立づくりに取り組んでいる。 (集団活動や生活への関心・意欲・態度)	ある日の購入した食事の例 栄養素の資料 ・食品成分表 ・6つの基礎食品群 ・食品群別摂取量の目安
まとめ	4 班で話し合って考えたメニューを発表する。 5 ワークシートに、バランスよく食品を選択することについての自己の目標を記入する。	☆栄養バランスのよい食事をとるにはどのようにすればよいかを考え、実践しようとしている。 (集団の一員としての思考・判断・実践)	ワークシート

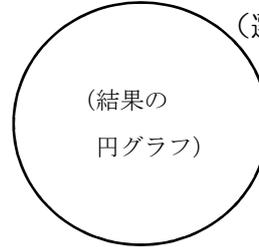
(中学校教育研究会健康教育部会健康教育紀要第23号掲載指導案 改編)

食に関するアンケート結果

Q1. 食事を、コンビニエンスストア等で自分で買ったことがありますか？

ある _____ %
 ない _____ %

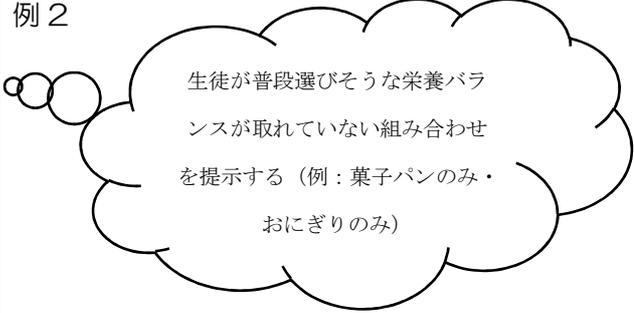
Q2. 買う時に、どんなことを考えて購入しますか？



(選択肢：値段、量、食べたいもの、栄養バランス、何も考えない 等)

食事例1, 2を見て、食事の「よいところ」と「課題」について考えよう

ある日の食事例

<p>例1</p> 	<p>例2</p> 
<p>よいところ</p>	<p>よいところ</p>
<p>課題</p>	<p>課題</p>
<p>食事のメニューを改善しよう</p> 	

これから食事を購入するときに、あなたが大切にしたいことは何ですか。

これからは、

なぜなら

からです。

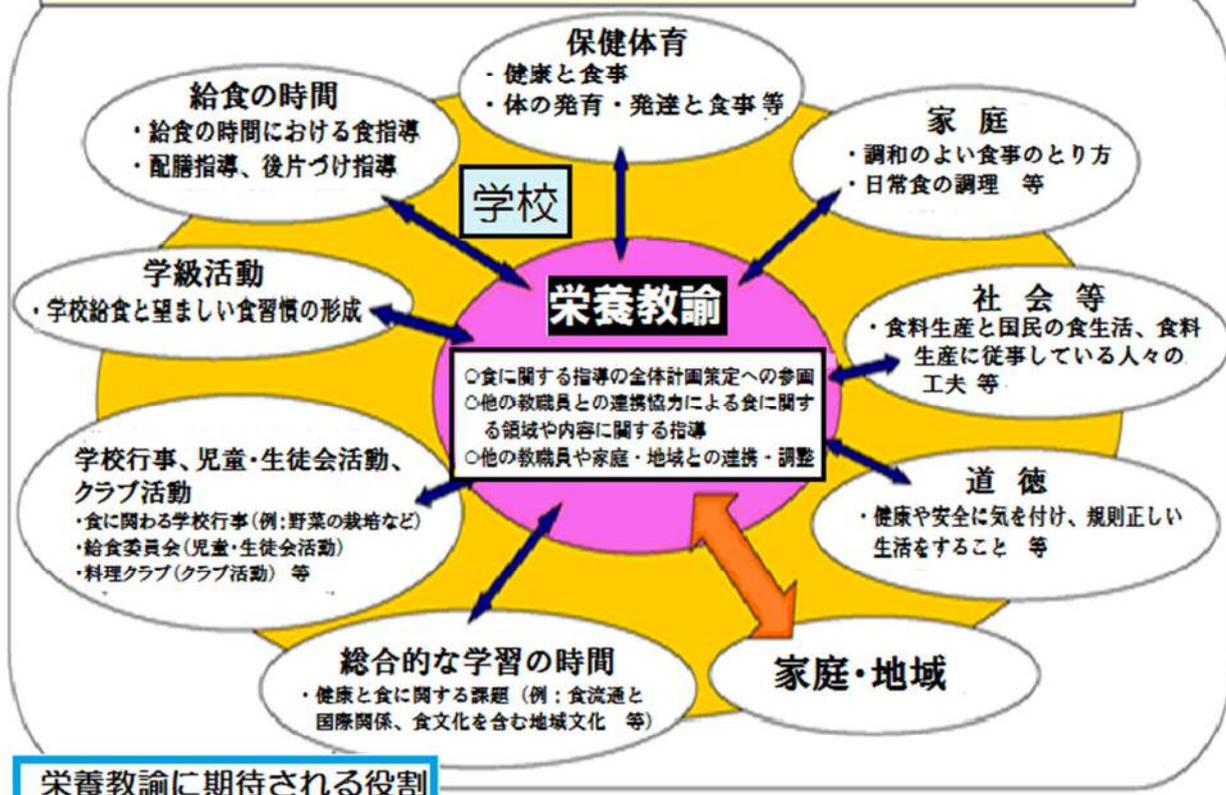
栄養教諭について

栄養教諭とは

栄養教諭とは、児童生徒への食や栄養の指導、給食の管理などを担当する教員で、平成 17 年度に制度として創設されました。学校給食を生きた教材として活用し、他の教職員と協力しながら学校での食に関する指導の推進に中核的な役割を担います。

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身に付けさせることが必要となっており、栄養教諭の活動への期待が高まっています。

食に関する指導の充実と栄養教諭に期待される役割



- 食に関する指導に係る全体的な計画策定に積極的に参画し、中核的な役割を果たす
- 児童生徒への個別的な相談指導のほか、教科、特別活動、給食の時間などにおいて、学級担任や教科担任と連携協力しつつ、栄養教諭がその専門性を活かした指導を実践
- 食に関する指導のため、栄養教諭は、他の教職員や家庭・地域との連絡調整を行うなどの役割を期待

本市における栄養教諭を中核としたネットワーク

小・中学校配置の栄養教諭を中核とした食育の推進をいたします。

栄養教諭は各区の食育推進分科会での情報発信、各区の小・中学校への食に関する指導、個別支援、研修会等での講演、指導・助言などを行っています。

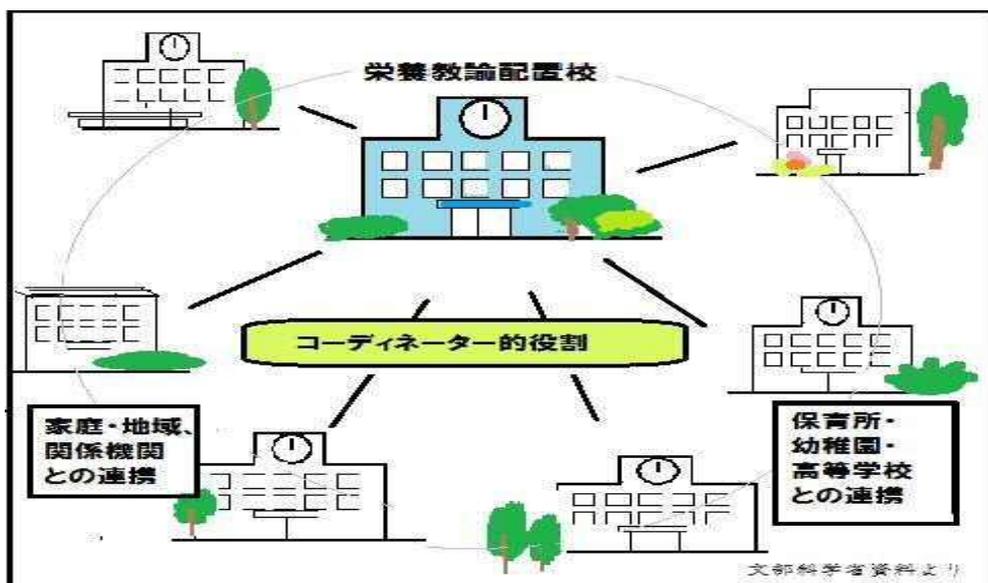
平成28年度 栄養教諭を中核としたネットワーク支援校一覧

	栄養教諭氏名 【配置校】 (巡回校)	中学校	小学校配置校	小学校巡回校
川崎区	1 【東門前小学校】 (旭町小学校)	大師中学校 玉川中学校	浅田小学校	京町小学校
	2 【大師小学校】	南大師中学校 桜本中学校 住吉中学校	四谷小学校	藤町小学校
	3 【川中島小学校】	川中島中学校 川崎高校附属中学校 川崎中学校	藤崎小学校 川崎小学校	向小学校
	4 【渡田小学校】 (東小田小学校)	臨港中学校 京町中学校	さくら小学校	大島小学校
	5 【小田小学校】	渡田中学校 田島中学校 平間中学校	新町小学校 東大島小学校	田島小学校
幸区	6 【富前小学校】	富士見中学校 南河原中学校 南加瀬中学校	幸町小学校 南河原小学校 小倉小学校 西御幸小学校	東小倉小学校 南加瀬小学校
	7 【戸手小学校】	御幸中学校 塚越中学校 日吉中学校	御幸小学校 古川小学校 日吉小学校 古市場小学校	夢見ヶ崎小学校 下平間小学校
	8 【今井小学校】 (新城小学校)	今井中学校 西中原中学校	下河原小学校 玉川小学校 大谷小学校 大戸小学校 木月小学校	東住吉小学校 平間小学校
	9 【宮内小学校】	宮内中学校 中原中学校 井田中学校	中原小学校 住吉小学校 井田小学校 下小田小学校 須宿小学校 下沼部小学校	西丸子小学校 上丸子小学校
高津区	10 【坂戸小学校】	高津中学校 東高津中学校 西高津中学校	東高津小学校 久地小学校 久本小学校 下作基小学校 高津小学校	南原小学校 西根ヶ谷小学校
	11 【東橋中学校】	野川中学校 橋中学校 宮崎中学校	子母口小学校 橋小学校 末長小学校 久未小学校 根ヶ谷小学校	新作小学校 上作基小学校
	12 【西有馬小学校】 (白幡台小学校)	有馬中学校 福田中学校	有馬小学校 藤沼小学校 土橋小学校	南野川小学校
	13 【向丘小学校】	平中学校 向丘中学校 菅中学校	平小学校 富士見台小学校 宮崎小学校	西野川小学校
	14 【大蔵小学校】	菅中学校 宮前平中学校 南菅中学校	宮崎台小学校 宮前平小学校 野川小学校	菅小学校 神原小学校
○【大蔵中学校】				
多摩区	15 【登戸小学校】	南生田中学校 生田中学校 横形中学校	福田小学校 宿河原小学校 中野島小学校 下布田小学校 東菅小学校 南菅小学校 菅小学校 東生田小学校 南生田小学校	長尾小学校 三田小学校 生田小学校
	○【中野島中学校】			
麻生区	16 【麻生小学校】	麻生中学校 柿生中学校 西生田中学校	西生田小学校 百合丘小学校 真福寺小学校 岡上小学校	柿生小学校 虹ヶ丘小学校
	17 【南百合丘小学校】	長沢中学校 金程中学校 玉澤寺中央中学校 白鳥中学校	玉澤寺中央小学校 千代ヶ丘小学校 長沢小学校 白鳥小学校	片平小学校 金程小学校 東柿生小学校
	18 【はるひ野小学校】	はるひ野中学校	栗木台小学校	
特別支援	19 【田島支援校】	田島支援学校本校 中央支援学校 雙学校		

○印は、今年度給食が開始する2校に定数外での配置です。

小学校 113校 (栄養教諭配置校、巡回校を含む)
中学校
特別支援学校

栄養教諭は食育のコーディネーター



給食を生きた教材にする

給食時間における食に関する指導

食に関する指導の目標は、繰り返し行うことで理解が深まり習慣化されるものであることから毎日の給食の時間における食に関する指導は、食育を推進する上で極めて重要です。

「給食指導」は、食に関する指導の目標を達成するために、毎日の給食の時間に学級担任が行う食に関する指導です。

給食の時間における食に関する指導

- 教科等で取り上げられた食品や学習したことを学校給食を通して確認させる。
- 献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴を学習させる。

給食指導

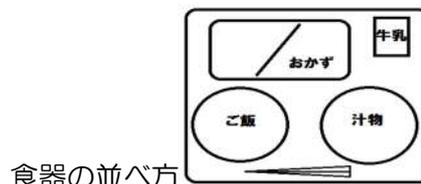
- 給食の準備から片付けまでの一連の指導のなかで、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなどを習得させる。

文部科学省「食に関する指導の手引」より

学校給食法に規定する学校給食の目標

学校給食の目標

- ① 適切な栄養の摂取による**健康の保持増進**を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、**健全な食生活**を営むことができる**判断力**を培い、及び**望ましい食習慣**を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、**明るい社交性及び協同の精神**を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであるということについての理解を深め、**生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度**を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、**勤労を重んずる態度**を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた**伝統的な食生活**についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の**生産、流通及び消費**について、正しい理解に導くこと。



食器の並べ方

給食時間における指導の特質

- ① 実践活動を通して行われる。
- ② 習慣化を図ることができる。
- ③ 教科等の学習との関連を計ることができる。
- ④ 個に応じた指導が求められる。
 - ・食物アレルギー、肥満傾向、痩身願望など

専門的な立場から指導を必要とする場合には、学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学校医、担当医、保護者等の連携のもと指導を行うことが大切です。

給食時間における食に関する指導の内容

	食に関する指導の観点					
	食事の重要性	心身の健康	食品を選択する能力	感謝の心	社会性	食文化
① 楽しく会食すること (ア) 食事のマナーを身に付け、楽しく会食することができる。 (イ) 様々な人々との会食を通して人間関係を深める。	◎			◎	◎	◎
② 健康によい食事のとり方 (ア) 食品の種類や働きが分かり、栄養バランスのとれた食事のとり方がわかる。 (イ) 日常の食事の大切さが分かり、健康によい食事のとり方を身に付ける。	○	◎	◎			
③ 食事と安全・衛生 (ア) 安全・衛生(手洗いなど)に留意した食事の準備や後片付けができる。 (イ) 協力した選搬や記録が安全にできる。		◎	◎			
④ 食事環境の整備 (ア) 食事にあふさわしい環境を整え、ゆとりある落ち着いた雰囲気での食事ができる。 (イ) 適切な食器具を利用して、献立にあふさわしい盛り付けができる。 (ウ) 環境や資源に配慮することができる。					◎	◎
⑤ 食事と文化 (ア) 郷土食、行事食を通して食文化についての関心を深める。 (イ) 地場産物を通して地域の食糧生産、流通、消費について理解を深める。			○	○		○
⑥ 勤労と感謝 (ア) みんなで協力して自主的に活動する。 (イ) 感謝の気持ちをもって食べることができる。					◎	
○・・・食に関する指導の目標と関連する項目						
◎・・・食に関する指導の目標と関連し、給食指導を通して身に付けることができる項目						

ことわざ「いり豆に花が咲く」



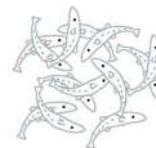
きょう、2月3日は節分です。
節分は季節の変わり目を示す言葉ですが、立春の前の節分が特に行事として取り上げられます。節分にちなんで「いり豆」をつけました。「まめ」に劇けるように、健康に暮らせるようにという願いがこめられています。
「いり豆」は、庭に蒔いても発芽しないことから「煎り豆に花が咲く」とは、ありえないことをたとえに使用します。

なら茶飯

なら茶飯は、豆を入れてお茶を使って炊いたご飯のことで、昔、奈良の東大寺などのお寺で食べられていました。
江戸時代、川崎は、東海道の川崎宿と呼ばれていました。ここに、なら茶飯を出しているお店がありました。場所は、今の六郷橋のあたりです。
当時は、歩いて旅をしました。朝早く江戸(今の東京)を出て、多摩川を越えると川崎につきます。ひと休みするのにちょうど良い場所だったので、このなら茶飯がとて人気となり、川崎の名物になりました。今日は、川崎の郷土料理として、給食に出しました。いり大豆と十穀米を入れて、しょうゆ味のご飯です。ごま塩をふって食べます。
(十穀米) 大麦・はとむぎ・きび・あわ
・ひえ・雑穀玄米・もち米・黒米・黍米
・アマランサス



小魚のつくだ煮



江戸時代、徳川家康が今の大阪の佃村の腕の立つ漁師を呼び寄せ、住まわせた所を佃島(今の東京都)といい、その漁師さんたちが常備食、保存食として作った料理です。参勤交代でお土産に持ち帰って、全国に広がったと言われています。

文部科学省

「食に関する指導の手引」より

学校給食年間献立計画例

		▲ 年度 川崎市 ● ● ● 学校給食センター											
年間	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
給食指導目標	給食のルールを守ろう	マナーに気を付けて美しく食事をしよう	食中毒に気を付けよう 骨や骨を丈夫にしよう	食事に食べない食事をしよう	好き嫌いせずになんでも食べよう	感謝して食べよう 郷土料理を知ろう	病気の予防する食事を考える 栄養素 ・冬野菜 ・身体を温める料理、食材等	食事に感謝する	食前食後のあいさつをする 食べ物の大切さを理解する 食事に感謝する	食前食後のあいさつをする 食べ物の大切さを理解する 食事に感謝する	食前食後のあいさつをする 食べ物の大切さを理解する 食事に感謝する	食前食後のあいさつをする 食べ物の大切さを理解する 食事に感謝する	食前食後のあいさつをする 食べ物の大切さを理解する 食事に感謝する
指導内容	時間を守り、準備、片付け方を理解する。 給食当番活動を協力的に行う	給食にふさわしい環境を考える 良い姿勢、正しい姿勢の並べ方、はしを持ち方を確認する	手洗いの大切さを理解する 衛生的な食品の取扱いに注意する	栄養のバランスを考えて食べる 水分補給の重要性を知る 真新菜について知る	食生活の重要性を理解する 身体のリズムと食事との関係を理解する 自分の食生活について考える	朝食の重要性を理解する 身体のリズムと食事との関係を理解する 自分の食生活について考える	食生活の重要性を理解する 身体のリズムと食事との関係を理解する 自分の食生活について考える						
行事	入学式 花見	こどもの日 八十八夜	食育月間 歯と口の健康週間	七夕	敬老の日 十五日 秋分の日	体育の日 日の愛護デー	文化の日 七五三 勤労感謝の日	冬至	冬至	正月、七章 餅つき 学校給食週間	餅つき	ひな祭り 春分の日 卒業式	
行事食	入学、進級祝いの行事食			七夕の行事食	お月見の行事食			なら茶めし		県産品デー	県産品デー	県産品デー	
その他		たけのこご飯	歯と口の健康週間										
旬の食材	キャベツ 新玉ねぎ 新じゃが 新しょうが	ズン、びわ、新玉ねぎ、さくらんぼ、なす、アスパラガス、アスパラガス、アスパラガス、アスパラガス	ズン、びわ、新玉ねぎ、さくらんぼ、なす、アスパラガス、アスパラガス、アスパラガス	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	
食材	米 牛乳	キャベツ たまねぎ	枝豆	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、じゃが芋、しいたけ	
食に関する指導	【社】中学生の食生活と栄養 【社】原宿 古代理本と世界 【国】選手 Like Soccer. 【英】Like Soccer. Do you Eat Breakfast?	【英】At a Sumo Stable 【国】ダイコンは大きな根？ 【社】地・世界のさまざまな地域	【美】手の中に季節を表現しよう 【社】中世の日本と世界 【英】Flight to the UK.	【社】家・日常食の献立と食品の選び方 【英】Hiro in the UK.	【国】近世の日本と世界 【社】家・日常食の献立と食品の選び方 【英】Speech	【社】近世の日本と世界 【社】家・日常食の献立と食品の選び方 【英】Speech	【社】近世の日本と世界 【社】家・日常食の献立と食品の選び方 【英】Speech	【社】近世の日本と世界 【社】家・日常食の献立と食品の選び方 【英】Speech	【社】近世の日本と世界 【社】家・日常食の献立と食品の選び方 【英】Speech	【社】近世の日本と世界 【社】家・日常食の献立と食品の選び方 【英】Speech	【社】近世の日本と世界 【社】家・日常食の献立と食品の選び方 【英】Speech	【社】近世の日本と世界 【社】家・日常食の献立と食品の選び方 【英】Speech	
家庭・地域との連携	給食だより 食育だより	給食試食会		新献立作成 年間献立作成 施設台帳作成									
会議													
調査		アレルギー調査											
一〇メモ													

參考資料

●食育基本法(平成17年7月施行)〈抜粋〉

前文

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進

及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

●第3次 食育推進基本計画(平成28年3月)〈抜粋〉

食をめぐる状況の変化

- 若い世代の食育の実践に関する改善、充実の必要性
- 世帯構造の変化
- 貧困の状況にある子どもに対する支援の推進
- 新たな成長戦略における「健康寿命の延伸」のテーマ化
- 食品ロスの削減を目指した国民運動の開始
- 「和食」のユネスコ無形文化遺産への登録決定
- 市町村の食育推進計画作成に関する課題

子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

我が国未来を担う子どもへの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育ていく基礎をなすものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない推進が重要である。

そこで、父母その他の保護者や教育、保育に携わる関係者等の意識の向上を図るとともに、相互の密接な連携の下、家庭、学校、保育所、地域社会等の場で子どもが楽しく食について学ぶことができるような取組が積極的になされるよう施策を講じる。

子どもへの食育を推進する際には、健全な食習慣や食の安全についての理解を確立していく中で、食に関する感謝の念や理解、食品の安全や健康な食生活に必要な栄養に関する知識、社会人として身に付けるべき食事の際の作法等、食に関する基礎の習得について配慮する。

また、社会環境の変化や様々な生活様式等、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子どもの存在にも配慮し、多様な関係機関・団体が連携・協働した施策を講じる。

第3 食育の総合的な促進に関する事項

2. 学校、保育所等における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響が見られることから、学校、保育所等には、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められている。……

このため、給食の時間はもとより、各教科等の時間や総合的な学習、農林漁業体験の機会の提供等を通じて、積極的に食育の推進に努めることが求められている。

また、栄養分野では、肥満等栄養の過剰摂取に加え、近年、やせ傾向にある若い女性

が増加しているなど新たな課題も生じている。これらを踏まえ、生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を図るため、適切な栄養バランスの確保に留意するとともに、身体活動の観点も含めた食と健康に関する総合的な対策についても推進していくことがより一層重要となっている。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(食に関する指導の充実)

学校では、学習指導要領に示された食育の推進を踏まえ、給食の時間、家庭科や体育科を始めとする各教科、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進する。

栄養教諭は、学校の食に関する指導に係る全体計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員である。全ての児童生徒が、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を等しく受けられるよう、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなど配置の促進に努める。

学校教育活動全体で食育の推進に取り組むためには、各学校において食育の目標や具体的な取組についての共通理解を持つことが必要である。このため、校長や他の教職員への研修の充実等、全教職員が連携・協働した食に関する指導体制を充実するため、教材の作成等の取組を促進する。

また、食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協働による学校の食に関する指導に係る全体計画の作成を推進する。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、学校教育を始めとする様々な機会を活用して、子どもに対する農林漁業体験や食品の調理に関する体験等の機会を提供する。加えて、効果的な食育の推進を図るために、各地域において、校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中核として、学校、家庭、PTA、関係団体等が連携・協働した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及する。

●中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会審議経過報告

平成 18 年 2 月

食育については、食事の重要性、喜びや楽しさ、心身の成長や健康の保持・増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し自己管理していく能力、正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力、食事を大切にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心、食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力、各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心などを総合的に育むという観点から、食に関する指導を行うことを「食育」としてとらえ、推進することが必要である。

<抜 粋>

(食育)

○ 食育については、食事の重要性、喜びや楽しさ、心身の成長や健康の保持・増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方を理解し自己管理していく能力、正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力、食物を大切にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心、食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力、各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心などを総合的にはぐくむという観点から、食に関する指導を行うことを「食育」としてとらえ、推進することが必要である。

○ さらに、学校での取組とともに、家庭、地域との連携を推進した取組を行うこと、給食の時間を食育の重要な機会の一つとして積極的に活用すること、関係する教科等における食に関する指導において、学校給食をより積極的に教材として活用すること、栄養教諭や学校栄養職員が関係する教科等における食に関する指導において積極的に関わっていくことなどが重要である。

② 具体的な教育内容の改善の方向

1) 国家・社会の形成者としての資質の育成等

ウ 健やかな体の育成

○ 幼いころから、生涯を通じて運動に親しむための意欲や身体能力の育成や、自他の健康や安全のための知識の習得。

○ 適切な性教育。発達段階を考慮し、保護者や地域の理解を得ることが重要。

○ 食事の重要性、食物を大切にし、生産等にかかわる人々に感謝する心、食文化など食育を推進。

●学習指導要領

平成 20 年 3 月告示

学習指導要領では、給食の時間や特別活動において、望ましい食習慣の形成等のために食に関する指導が行われることとともに、体育、保健体育、家庭、技術・家庭等の各教科、道徳、総合的な学習の時間において、各教科等の目標を達成する観点から食に関する領域や内容が取り扱われ、食に関する指導が行われることとしています。

＜中学校学習指導要領における食育(健康に関する指導)に係る主な記述の抜粋＞

総 則

第1 教育課程編成の一般方針

- 3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

これからの社会を生きる生徒に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実が大きくかかわっており、生きる力を支える重要な要素である。生徒の心身の調和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。また、生徒の安全・安心に対する懸念が広がっていることから、安全に関する指導の充実が必要である。さらに、生徒が心身の成長発達について正しく理解することが必要である。こうした現代的課題に対して、今回の改訂では、学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して学校教育活動全体として取り組むことが必要であることを強調したものである。

体育・健康に関する指導は、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育て、心身の調和的な発達を図ることをねらいとするものである。

健康に関する指導については、生徒が身近な生活における健康に関する

知識を身に付けることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することが大切である。

特に、学校における食育の推進においては、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題に適切に対応するため、生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行い、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。

さらに安全に関する指導においても、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつけるようにすることが重要である。なお、生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科、特別活動等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。

したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより保健指導、安全指導、給食指導などの健康に関する指導が重視されなければならない。

このような体育・健康に関する指導は、保健体育科の時間だけではなく技術・家庭科などの関連の教科や道徳、特別活動のほか、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。



保健体育

第2 各分野の目標及び内容

[保健分野]

2 内容

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。また、食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となること。

3 内容の取扱い

(7) 内容の(4)のイについては、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するとともに、必要に応じて、コンピュータなどの情報機器の使用と健康とのかかわりについて取り扱うことも配慮するものとする。

技術・家庭

第2 各分野の目標及び内容

[家庭分野]

2 内容

B 食生活と自立

(1) 中学生の食生活と栄養について、次の事項を指導する。

ア 自分の食生活に関心をもち、生活の中で食事が果たす役割を理解し、健康によい食習慣について考えること。

イ 栄養素の種類と働きを知り、中学生に必要な栄養の特徴について考えること。

(2) 日常食の献立と食品の選び方について、次の事項を指導する。

ア 食品の栄養的特質や、中学生の1日に必要な食品の種類と概量について知ること。

イ 中学生の1日分の献立を考えること。

ウ 食品の品質を見分け、用途に応じて選択できること。

(3) 日常食の調理と地域の食文化について、次の事項を指導する。

ア 基礎的な日常食の調理ができること。また、安全と衛生に留意し、食品や調理用具等の適切な管理ができること。

イ 地域の食材を生かすなどの調理を通して、地域の食文化について理解すること。

ウ 食生活に関心をもち、課題をもって日常食又は地域の食材を生かした調理などの活動について工夫し、計画を立てて実践できること。

3 内容の取扱い

(7) 内容の「B食生活と自立」については、次のとおり取り扱うものとする。

エ 食に関する指導については、技術・家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること。

特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[学級活動]

2 内容

(2) 適応と成長及び健康安全

ア 思春期の不安や悩みとその解決

イ 自己及び他者の個性の理解と尊重

ウ 社会の一員としての自覚と責任

エ 男女相互の理解と協力

オ 望ましい人間関係の擁立

カ ボランティア活動の意義の理解と参加

キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

ク 性的な発達への適応

ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

[学校行事]

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについて理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養体力の向上などに資するような活動を行うこと。

道徳

第2 内容

1 主として自分自身に関すること。

(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。

(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。

- (10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

社会

第2 各分野の目標及び内容

[地理的分野]

2 内容

(2) 日本の様々な地域

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ウ) 資源・エネルギーと産業

世界的視野から日本の資源・エネルギーの消費の現状を理解させるとともに、国内の産業の動向、環境やエネルギーに関する課題を取り上げ、日本の資源・エネルギーと産業に関する特色を大観させる。

(エ) 地域間の結び付き

世界的視野から日本と世界との交通・通信網の発達の様子や物流を理解させるとともに、国内の交通・通信網の整備状況を取り上げ、日本と世界の結び付きや国内各地の結び付きの特色を大観させる。

ウ 日本の諸地域

(カ) 生活・文化を中核とした考察

地域の伝統的な生活・文化に関する特色ある事象を中核として、それを自然環境や歴史的背景、他地域との交流などと関連付け、近年の都市化や国際化によって地域の伝統的生活・文化が変容していることなどについて考える。

[歴史的分野]

2 内容

(1) 歴史のとらえ方

イ 身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させるとともに、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め、歴史の学び方を身に付けさせる。

(2) 古代までの日本

ア 世界の古代文明や宗教のおこり、日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰、大和朝廷による統一と東アジアとのかかわりなどを通して、世界各地で文明が築かれ、東アジアの文明の影響を受け

ながら我が国で国家が形成されていったことを理解させる。

ウ 仏教の伝来とその影響、仮名文字の成立などを通して、国際的な要素をもった文化が栄え、後に文化の国風化が進んだことを理解させる。

(3) 中世の日本

イ 農業など諸産業の発達、畿内(きない)を中心とした都市や農村における自治的な仕組みの成立、禅宗の文化的な影響などを通して、武家政治の展開や民衆の成長を背景とした社会や文化が生まれたことを理解させる。

(4) 近世の日本

ウ 産業や交通の発達、教育の普及と文化の広がりなどを通して、町人文化が都市を中心に形成されたことや、各地方の生活文化が生まれたことを理解させる。

(5) 近代の日本と世界

イ 開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化などを通して、新政府による改革の特色を考えさせ、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解させる。

カ 経済の世界的な混乱と社会問題の発生、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治・外交の動き、中国などのアジア諸国との関係、欧米諸国の動き、戦時下の国民の生活などを通して、軍部の台頭から戦争までの経過と、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる。

(6) 現代の日本と世界

ア 冷戦、我が国の民主化と再建の過程、国際社会への復帰などを通して、第二次世界大戦後の諸改革の特色を考えさせ、世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解させる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

カ 日本人の生活や生活に根ざした文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり、民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの施設を見学・調査したりするなどして具体的に学ぶことができるようにすること。

理科

第2 各分野の目標及び内容

[第2分野]

2 内容

(3) 動物の生活と生物の変遷

生物の体は細胞からできていることを観察を通して理解させる。また、動物などについての観察、実験を通して、動物の体のつくりと働きを理解させ、動物の生活と種類についての認識を深めるとともに、生物の変遷について理解させる。

イ 動物の体のつくりと働き

(ア) 生命を維持する働き

消化や呼吸、血液の循環についての観察、実験を行い、動物の体が必要な物質を取り入れ運搬している仕組みを観察、実験の結果と関連付けてとらえること。また、不要となった物質を排出する仕組みがあることについて理解すること。

(7) 自然と人間

自然環境を調べ、自然界における生物相互の関係や自然界のつり合いについて理解させるとともに、自然と人間のかかわり方について認識を深め、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し判断する態度を養う。

ア 生物と環境

(ア) 自然界のつり合い

微生物の働きを調べ、植物、動物及び微生物を栄養の面から相互に関連付けてとらえるとともに、自然界では、これらの生物がつり合いを保って生活していることを見いだすこと。

(イ) 自然環境の調査と環境保全

身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。

総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。

●学校給食法(昭和二十九年六月三日法律第百六十号)〈抜粋〉

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(定義)

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。

第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項

(二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

第六条 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設(以下「共同調理場」という。)を設けることができる。

(学校給食栄養管理者)

第七条 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員(第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。)は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

(学校給食実施基準)

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項(次条第一項に規定する事項を除く。)について維持されることが望ましい基準(次項において「学校給食実施基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(学校給食衛生管理基準)

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しく

は共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

第四章 雑則

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条 に規定する保護者の負担とする。

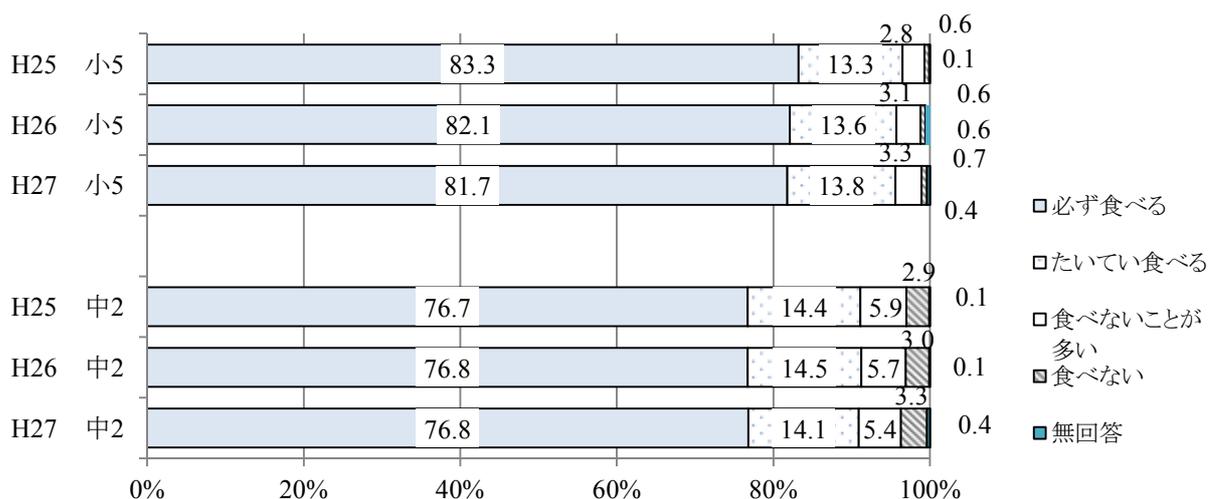
(国の補助)

第十二条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条 に規定する保護者(以下この項において「保護者」という。)で生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項 に規定する要保護者(その児童又は生徒について、同法第十三条 の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。)であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

平成25～27年度 川崎市立小学校学習状況調査結果
川崎市立中学校学習状況調査結果

朝食の摂食状況（平成25年度～平成27年度）

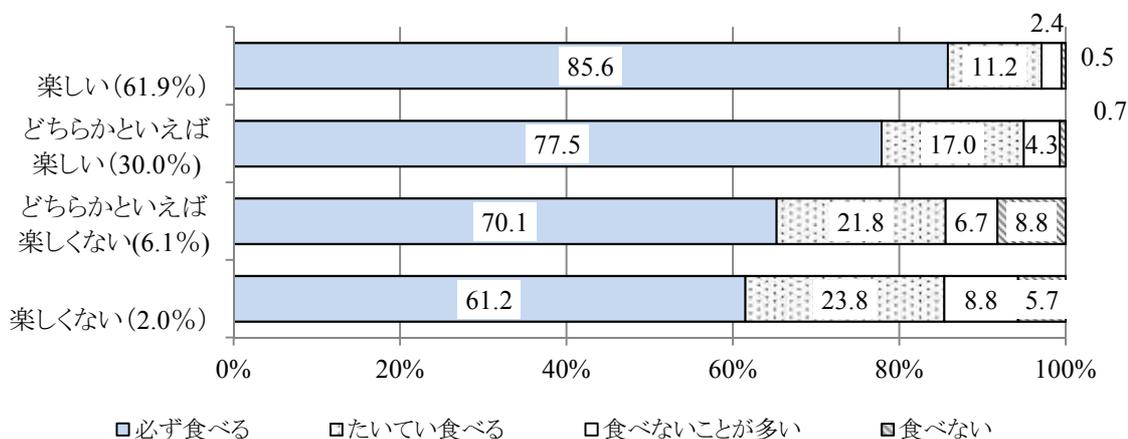


○小学校5年生では「必ず食べる」と回答している児童の割合は81.7%であり、「たいてい食べる」を合わせると、95.5%である。
「食べない」と回答した児童は、0.4%である。

○中学校2年生では「必ず食べる」と回答している生徒の割合は76.8%であり、「たいてい食べる」を合わせると、90.9%である。
「食べない」と回答した生徒は、0.4%である。

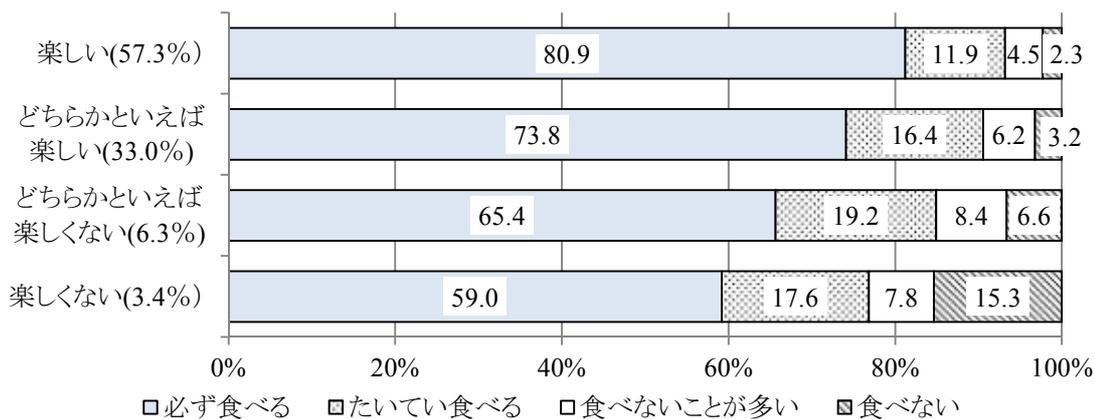
学校生活の楽しさ × 朝食の摂取（平成 27 年度）

（小学校 5 年生）



○学校生活が楽しいと感じている生徒ほど、朝食の摂取状況が良好な傾向がある。
○学校生活は「楽しくない」と回答した生徒では、「必ず食べる」が59.0%である一方、「食べないことが多い」と「食べない」という回答を合わせた割合は23.1%である。

（中学校 2 年生）



○学校生活が楽しい児童は、朝食の摂取状況が良好な傾向がある。
○学校生活は「楽しくない」と回答した児童の朝食を必ず食べる割合は、「楽しい」と答えた児童の朝食を必ず食べる割合より24.4ポイント低い。

参照資料

- 食に関する指導の手引 一第一次改訂版一
平成22年3月 文部科学省
- 第3期川崎市食育推進計画 こころもあつたか！おいしいごはん
平成26年3月 川崎市
- 平成25～27年度 川崎市立中学校学習状況調査報告書
川崎市教育委員会・川崎市立中学校長会
- 平成25～27年度 川崎市立小学校学習状況調査報告書
川崎市教育委員会・川崎市立小学校長会
- 平成28年度 健康教育行政担当者連絡協議会資料
平成28年5月 文部科学省